

グリーンガードのご案内

傷害総合保険、新・団体医療保険（医療タイプ・がんタイプ）※

※医療保険基本特約、疾病保険特約、傷害保険特約、がん保険特約セット団体総合保険

【グリーンガードにご加入の皆さまへ】

2022年10月1日以降に保険期間が開始するご契約について、携行品損害補償および弁護士費用補償の補償内容等の改定を行っています。更新に際し、改定後の内容にてご案内しますので、必ず本パンフレットをご確認ください。

オススメ①

弁護のちから

コロナ禍での生活や
新たなサービス利用における
日常的法的トラブル解決も
支援します！



オススメ②

エコノミープラン C1新登場!!

月々**980円!**



グリーンガードご加入の皆さまへ

退職してもご継続いただけます!

割安な保険料 (団体割引20%!)

退職後も
ご加入OK!!

ご家族のみ
ご加入もOK!!

中途加入も
OK!!

■加入対象者■

- ・加入者となれる方 ⇨ 静岡市職員互助会正会員および準会員の方(臨時職員・パート職員を除きます。)
- ・被保険者となれる方 ⇨ 本人・配偶者・子供・両親・兄弟姉妹(別居の方も可)および同居親族の方

■保険期間■ 令和5年3月20日午後4時から1年間

■給与控除期間■ 令和5年5月(1回目)から令和6年4月(12回目)まで

申込締切日 令和5年1月13日(金)



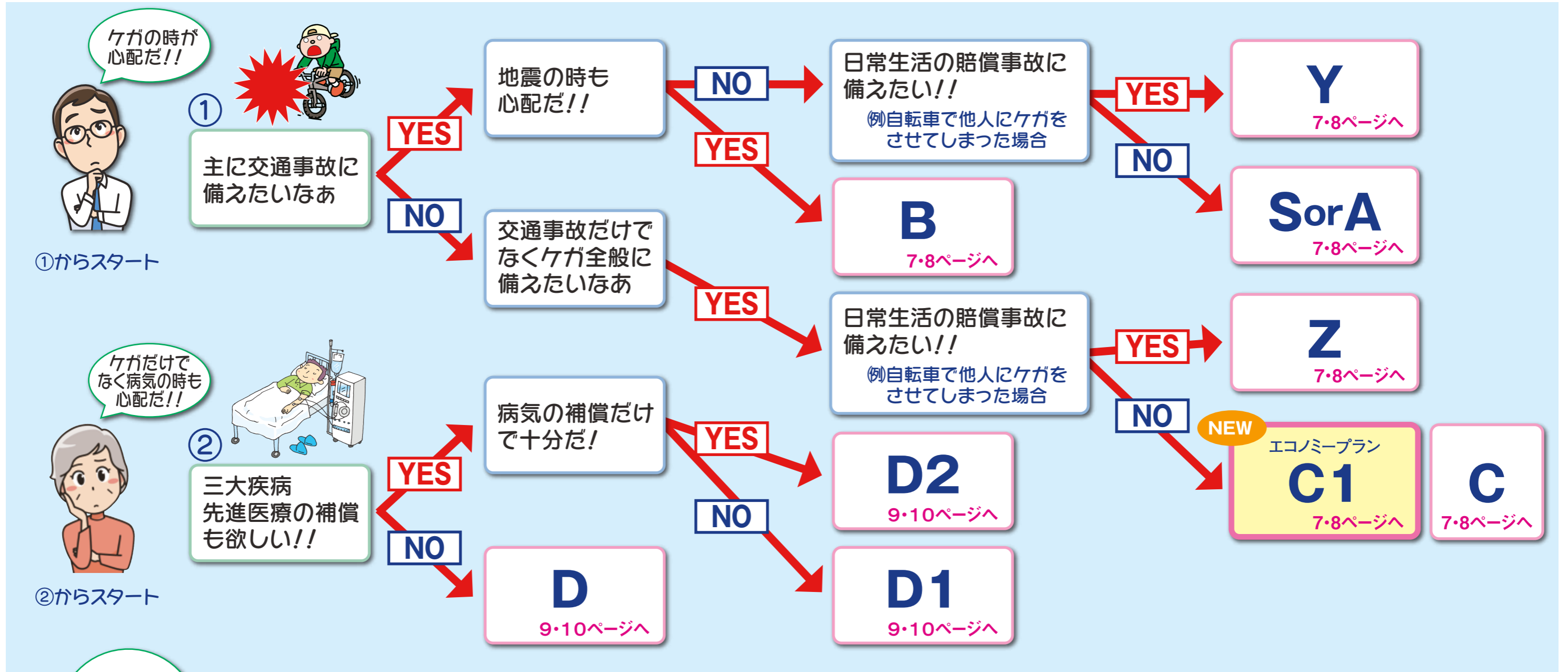
静岡市職員互助会

引受幹事保険会社 損害保険ジャパン株式会社
取扱幹事代理店 静鉄保険サービス株式会社



あなたの必要な補償をチェック!!

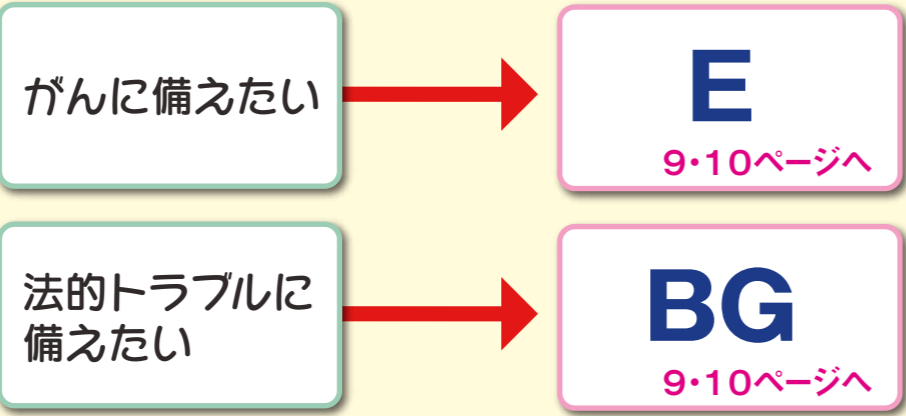
〈基本補償〉



こんな補償もあります。

がん

法的トラブル



詳細は、9・10ページへ

上記の基本補償(S・A・B・C・C1・Y・Z・D・D1のみ)にご加入の方はオプションプランに加入できます

- 他人のものをこわしたり、ケガをさせてしまったら…? ⇒ 日常生活賠償プランで補償できます
- 自転車で他人にケガをさせてしまったら…? ⇒ ゴルフプランで補償できます
- 借りたゴルフクラブを折ってしまったら…? ⇒ 家財プランで補償できます
- 火災で家財が損害を受けた… ⇒ 家財プランで補償できます

※D2,E,BGのみ加入の場合、オプションプランはセットできません。

※保険金のお支払い方法等重要な事項は13P以降に記載されておりますので必ずご参照ください。

グリーンガードラインナップ (補償一覧) 月払のみ

※1 Y型・Z型の同時加入はできません。また Y型・Z型は複数口加入ができません。
 ※2 D1型・D2型の同時加入はできません。また D1型・D2・BG型は複数口加入ができません。

		タイプ	型	保険料	特長	口数	インデックス
基本補償	傷害	交通傷害型	S型	170円/月	保険料を節約しながら交通事故のケガに備えられる	1名様 3口まで (同型の複数加入も 可能です) ^{※1※2}	詳細は 7-8P へ
			A型	580円/月	補償を充実させて交通事故のケガに備えられる		
			B型	670円/月	交通事故と地震のケガに備えられる		
		普通傷害型	自転車プラン Y型 ^{※1}	430円/月	交通事故での自分のケガと相手への賠償責任に備える		
			Z型 ^{※1}	2,320円/月	ケガ全般と相手への賠償責任に備える		
			C型	1,640円/月	地震も含めケガ全般に備えられる		
		NEW C1型	980円/月	〈エコノミープラン〉地震も含めケガ全般に備えられる			
	医療	ケガ・病気対応型	D型	年齢別	ケガと病気に備えられる	別枠で 3口まで	詳細は 9-10P へ
			D1型 ^{※2}	年齢別	ケガと病気と三大疾病・先進医療に備えられる		
		病気対応型	D2型 ^{※2}	年齢別	病気と三大疾病・先進医療に備えられる		
がん	がん対応型	E型	年齢別	がんにも備えられる	別枠で 3口まで	詳細は 9-10P へ	
	弁護のちから型	BG型 ^{※2}	730円/月	様々な法的トラブルに備えられる (※弁護士費用等をサポート)	1名様 1口まで		

		タイプ	型	保険料	特長	口数	インデックス
オプション	日常生活賠償プラン		PA型	150円/月	日常の賠償事故に備えられる	1名様 1口まで	詳細は 11-12P へ
	アクティブプラン	GA	760円/月	ゴルフのホールインワンとアルバイトロスと 用品損害に備えられる			
		GB	910円/月	GA型 + 日常の賠償事故に備えたい			
	家財プラン	KA	1,590円/月	借家：大家さんへの賠償と家財の事故に備えられる			
		KB	1,740円/月	KA型 + 日常の賠償事故にも備えられる			
		KC	1,310円/月	持家：家財の事故だけに備えられる			
		KD	1,460円/月	KC型 + 日常生活の賠償にも備えられる			

日常生活賠償プラン、アクティブプランおよび家財プランを希望される方は基本補償の S~ D1 (D2,E,BG は除きます。) のいずれかにご加入が必要です。

グリーンガードラインナップ(補償一覧) 一時払のみ

		タイプ	型	保険料	インデックス
傷害	交通傷害型	自転車プラン	ST型	1,830円/年	詳細は 7-8P へ ※ただし保険料の支払方法は一時払のみ。
			AT型	6,420円/年	
			BT型	7,410円/年	
	普通傷害型		YT型 <small>※1</small>	4,780円/年	
			ZT型 <small>※1</small>	25,330円/年	
			CT型	17,910円/年	
			C1T型	10,660円/年	
医療	ケガ・病気対応型	DT型	0~24歳	18,820円	詳細は 9-10P へ ※ただし保険料の支払方法は一時払のみ。
			25~29歳	20,340円	
			30~34歳	21,380円	
			35~39歳	22,110円	
			40~44歳	22,910円	
			45~49歳	24,920円	
			50~54歳	27,770円	
			55~59歳	34,470円	
			60~64歳	41,370円	
			65~69歳	54,680円	
			0~24歳	19,580円	
			25~29歳	21,850円	
	30~34歳	23,730円			
	35~39歳	25,970円			
	40~44歳	29,290円			
	45~49歳	34,920円			
	50~54歳	42,390円			
	55~59歳	56,390円			
	60~64歳	72,950円			
	65~69歳	97,770円			
	病気対応型	D1T型 <small>※2</small>	0~24歳	4,850円	
			25~29歳	7,120円	
			30~34歳	9,000円	
			35~39歳	11,240円	
40~44歳			14,560円		
45~49歳			20,190円		
50~54歳			27,660円		
55~59歳			41,660円		
60~64歳			58,220円		
65~69歳			83,040円		
0~24歳			1,330円		
25~29歳			1,450円		
30~34歳	2,830円				
35~39歳	4,110円				
40~44歳	6,160円				
45~49歳	11,530円				
50~54歳	18,760円				
55~59歳	26,830円				
60~64歳	37,820円				
65~69歳	54,880円				
がん	がん対応型	ET型	0~24歳	1,330円	
			25~29歳	1,450円	
			30~34歳	2,830円	
			35~39歳	4,110円	
			40~44歳	6,160円	
			45~49歳	11,530円	
			50~54歳	18,760円	
			55~59歳	26,830円	
			60~64歳	37,820円	
			65~69歳	54,880円	
基本補償	弁護のちから型	BGT型 <small>※2</small>	7,950円/年		

※更改時よりBGT①型、BGT②型は、BGT型に統一します。補償内容に変更はありません。

		タイプ	型	保険料	インデックス
オプション	日常生活賠償プラン	家財プラン	PAT型	1,590円/年	詳細は 11-12P へ ※ただし保険料の支払方法は一時払のみ。
			アクティブプラン	GAT	
	家財プラン		GBT	9,890円/年	
			KAT	17,370円/年	
			KBT	18,960円/年	
			KCT	14,330円/年	
			KDT	15,920円/年	

※1 YT型・ZT型の同時加入はできません。また YT型・ZT型は複数口加入ができません。

※2 D1T型・D2T型の同時加入はできません。また D1T型・D2T型、BGT型は複数口加入ができません。

日常生活賠償プラン、アクティブプランおよび家財プランを希望される方は基本補償の ST~ D1T(D2T,ET,BGTは除きます。)のいずれかにご加入が必要です。

退職者様用・手続きのご案内

◆退職される場合 (= 静岡市職員互助会から脱退される場合)

ご継続ご希望の場合

① 3月末で退職の方

退職説明会にて(2月頃予定)	ご加入内容の変更がある場合は加入依頼書をご提出ください(変更がない場合、提出書類はございません)。
保険料のお支払いについて	4月より給与控除ができませんので、未払い分の保険料(前年度最終回12回目分)及び本年度分の保険料(12回分)を静鉄保険サービスより送付の払込票にてお支払いください。

② 準会員から脱退される方

静岡市職員互助会までご連絡ください。

書類手続き	ご加入内容の変更がある場合は加入依頼書をご提出ください(変更がない場合、提出書類はございません)。
保険料のお支払いについて	4月より給与控除ができませんので、未払い分の保険料(前年度最終回12回目分)及び本年度分の保険料(12回分)を静鉄保険サービスより送付の払込票にてお支払いください。

③ 年度中にご退職される方

静岡市職員互助会までご連絡ください。静鉄保険サービスより手続き方法をご案内します。

解約ご希望の場合

保険期間	令和5年3月20日の満期をもって終了。
書類手続き	申込締切日令和5年1月13日までに、加入依頼書(継続)に脱退として押印のうえ互助会に提出してください。
保険料のお支払いについて	未払い分の保険料につきましては、4月上旬に静鉄保険サービスより送付の払込票にてお支払いください。また令和5年4月1日以降準会員になられる方は、4月給与控除をさせていただきます(前年度最終回12回目保険料)。

◆ご退職された翌年度の手続きについて

●退職の翌年度のみ書類のご提出が必要です。

書類手続き	静鉄保険サービスより郵送された加入依頼書・口座振替用紙にご記入・ご捺印の上、返信用封筒にてご返送ください。 (※ご住所、補償内容などご確認ください。)
保険料のお支払いについて	登録頂きました口座より一括でのお引き落としとなります。

以降、毎年12月頃に静鉄保険サービスから「更新のご案内」を郵送いたします。内容の変更が不要な場合は、書類のご提出は不要です。

◆その他

ご住所や職業(職種)の変更、その他変更が生じた時には、静鉄保険サービスまでご連絡いただきますようお願いいたします。

傷害補償7タイプ (保険期間1年、団体割引 20%)

※保険金のお支払方法等重要な事項は、「この保険のあらまし」以降に記載されていますので、必ずご参照ください。

新規・ご継続の場合も、3口までが限度です。

※Y型・Z型の同時加入はできません。また、Y型・Z型は複数口加入ができません。

交通傷害タイプ

[傷害総合保険(交通傷害危険のみ補償特約セット)]

交通事故に
備えたい

地震の補償は不要

地震の補償も必要
(天災危険補償特約セット)

交通傷害



交通傷害(天災危険補償)



保険料
節約プラン

補償充実
プラン

型別の保険金額と保険料(1口あたり)

型名	死亡・後遺障害	入院保険金日額	手術保険金	通院保険金日額	月払保険料
S	88万円	2,000円 (1,000日限度)	入院中の手術: 入院保険金日額の10倍 外来の手術: 入院保険金日額の5倍 ※1事故につき1回の手術にかぎります。	1,000円 (90日限度)	170円
A	369.5万円	6,000円 (1,000日限度)	同上	3,500円 (90日限度)	580円

型名	死亡・後遺障害	入院保険金日額	手術保険金	通院保険金日額	月払保険料
B	174万円	7,000円 (1,000日限度)	同上	4,000円 (90日限度)	670円

普通傷害タイプ

[傷害総合保険(天災危険補償特約・特定感染症危険補償特約セット)]

ケガ全般に備えたい
(地震時も補償)

普通傷害(天災危険補償)



型名	死亡・後遺障害	入院保険金日額	手術保険金	通院保険金日額	月払保険料
C	223.6万円	7,000円 (1,000日限度)	同上	3,000円 (90日限度)	1,640円
C1	90万円	4,000円 (1,000日限度)	同上	2,000円 (90日限度)	980円

自転車プラン

交通事故での自分のケガと日常生活における相手への賠償責任に備える

ケガ全般と相手への賠償責任に備える

交通傷害+個人賠償



普通傷害+個人賠償



個人賠償は
家族全員補償

※詳細はP11 P12をご確認下さい。

型名	死亡・後遺障害	入院保険金日額	手術保険金	通院保険金日額	個人賠償限度額	月払保険料
Y	100万円	3,000円 (1,000日限度)	入院中の手術: 入院保険金日額の10倍 外来の手術: 入院保険金日額の5倍 ※1事故につき1回の手術にかぎります。	1,800円 (90日限度)	3億円*	430円

型名	死亡・後遺障害	入院保険金日額	手術保険金	通院保険金日額	個人賠償限度額	月払保険料
Z	110万円	8,000円 (1,000日限度)	同上	5,000円 (90日限度)	3億円*	2,320円

(保険期間1年、団体割引20%)

医療・がん補償・弁護のちから

※保険金のお支払方法等重要な事項は、「この保険のあらまし」以降に記載されていますので、必ずご参照ください。

〈中途加入について〉

募集期間終了後についても、年間を通して随時中途加入を募集しております。

(注) ただし既加入者の方は、以下の点にご注意ください。

医療タイプ(D・D1、D2・Eタイプ)の既加入者の方については、保険期間中途での支払対象外期間の短縮、支払限度日数・通算支払限度日数の延長、保険金額の増額・減額、補償項目の追加・削除等はできません。

新規・ご継続の場合も、3口までが限度です。

※D1型・D2型の同時加入はできません。また、D1型・D2型・BG型は複数口加入ができません。

医療タイプ [傷害総合保険 (天災危険補償特約・)] + [医療保険基本特約・傷害保険特約・疾病保険特約・天災危険補償特約セット・団体総合保険]

ケガと病気に備えたい



型別の保険金額と保険料(1口あたり)

型名	死亡・後遺障害 (傷害のみ対象)	入院保険金日額	手術保険金	通院保険金日額※	月払保険料
D	300万円	5,000円 (180日限度)	入院中の手術: 入院保険金日額の10倍 外来の手術: 入院保険金日額の5倍	3,000円 (90日限度)	下記 年齢別保険料表参照

医療タイプ(D型) 年齢別保険料表(1口あたり) ※疾病による通院は、退院後の通院のみお支払いの対象となります。

満年齢	月払保険料	満年齢	月払保険料	満年齢	月払保険料
0~24歳	1,750円	40~44歳	2,120円	60~64歳	3,820円
25~29歳	1,900円	45~49歳	2,320円	65~69歳	5,040円
30~34歳	1,990円	50~54歳	2,570円		
35~39歳	2,060円	55~59歳	3,190円		

※年齢は令和5年3月20日時点の満年齢です。

型名	死亡・後遺障害 (傷害のみ対象)	入院保険金日額	手術保険金	通院保険金日額※	三大疾病診断 保険金支払特約	先進医療等費用 補償特約※	月払保険料
D1	300万円	5,000円 (180日限度)	入院中の手術: 入院保険金日額の10倍 外来の手術: 入院保険金日額の5倍	3,000円 (90日限度)	100万円	500万円	下記 年齢別保険料表参照

医療タイプ(D1型) 年齢別保険料表(1口あたり) ※疾病による通院は、退院後の通院のみお支払いの対象となります。

満年齢	月払保険料	満年齢	月払保険料	満年齢	月払保険料
0~24歳	1,830円	40~44歳	2,710円	60~64歳	6,720円
25~29歳	2,050円	45~49歳	3,250円	65~69歳	9,000円
30~34歳	2,210円	50~54歳	3,920円		
35~39歳	2,420円	55~59歳	5,210円		

※年齢は令和5年3月20日時点の満年齢です。

医療タイプ [医療保険基本特約・疾病保険特約セット・団体総合保険]

病気に備えたい



型名	死亡・後遺障害 (傷害のみ対象)	入院保険金日額	手術保険金	退院後通院保険金日額	三大疾病診断 保険金支払特約	先進医療等費用 補償特約※	月払保険料
D2	-	5,000円 (180日限度)	入院中の手術: 入院保険金日額の10倍 外来の手術: 入院保険金日額の5倍	3,000円 (90日限度)	100万円	500万円	下記 年齢別保険料表参照

※「先進医療」とは、病院等において行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院等が厚生労働省への届出により行う高度な医療技術をいいます。対象となる先進医療の種類については、保険期間中に変更となることがあります。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。(https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryu/kikan.html)

医療タイプ(D2型) 年齢別保険料表(1口あたり)

満年齢	月払保険料	満年齢	月払保険料	満年齢	月払保険料
0~24歳	470円	40~44歳	1,350円	60~64歳	5,360円
25~29歳	690円	45~49歳	1,890円	65~69歳	7,640円
30~34歳	850円	50~54歳	2,560円		
35~39歳	1,060円	55~59歳	3,850円		

※年齢は令和5年3月20日時点の満年齢です。

■D2型のみご加入の場合、オプションプランはセットできません。

がんタイプ [医療保険基本特約・がん保険特約セット・団体総合保険]

がんにも備えたい



型名	がん 診断保険金	がん 入院保険金日額	がん 手術保険金	がん 外来治療保険金日額※	月払保険料
E	100万円	10,000円 (日数限度なし)	入院中の手術: 入院保険金日額の10倍 外来の手術: 入院保険金日額の5倍	5,000円 (45日限度)	下記 年齢別保険料表参照

※入院を伴わない外来通院も、お支払対象となります。

■E型のみご加入の場合、オプションプランはセットできません。

がんタイプ(E型) 年齢別保険料表(1口あたり)

満年齢	月払保険料	満年齢	月払保険料	満年齢	月払保険料
0~24歳	140円	40~44歳	590円	60~64歳	3,480円
25~29歳	150円	45~49歳	1,080円	65~69歳	5,050円
30~34歳	280円	50~54歳	1,750円		
35~39歳	400円	55~59歳	2,480円		

※年齢は令和5年3月20日時点の満年齢です。

弁護のちからプラン

※更新時よりBG①、BG②はBGに統一します。補償内容に変更はありません。



※詳しくはP13,14をご覧ください。

型名	補償内容	月払保険料
BG	法律相談費用 通算 10万円限度(自己負担額1千円) 弁護士委任費用 通算 300万円限度(自己負担割合10%)	730円

■BG型のみご加入の場合、オプションプランはセットできません。

さらに充実、オプションプラン。

(保険期間1年、団体割引20%)

日常生活賠償プラン、アクティブプランおよび家財オプションにご加入される場合は、基本補償のS・A・B・Y・Z・C・D・D1のいずれかにご加入ください。

※保険金のお支払方法等重要な事項は、「この保険のあらまし」以降に記載されていますので、必ずご参照ください。

個人賠償はご家族中のお1人が加入すれば被保険者は次の①から⑥までのいずれかに該当する方となります。①本人 ②本人の配偶者 ③本人またはその配偶者の同居の親族 ④本人またはその配偶者の別居の未婚の子 ⑤本人が未成年者または責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって本人を監督する方(本人の親族にかぎります。)。ただし、本人に関する事故にかぎります。 ⑥②から④までのいずれかの方が責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(その責任無能力者の親族にかぎります。)。ただし、その責任無能力者に関する事故にかぎります。(重複加入の必要はありません。)(例)本人が加入すれば、妻・下宿中の大学生の長男・同居の高校生の長女は被保険者になります。別居の両親は被保険者とはなりません。

		型名	補償内容	月払保険料
日常生活賠償プラン 日常生活の賠償事故に備えたい		PA	個人賠償 限度額 1億円 ※受託品 限度額 100万円	150円
アクティブプラン ゴルフの事故に備えたい ホールインワン・アルバトロスと用品損害だけ 日常生活の賠償事故とセット		GA	ホールインワン・アルバトロス費用 60万円 携行品損害 30万円 (自己負担額1事故3千円)	760円
		GB	ホールインワン・アルバトロス費用 60万円 携行品損害 30万円 (自己負担額1事故3千円) 個人賠償 限度額 1億円 ※受託品 限度額 100万円	910円
家財プラン 借家 家主さんへの賠償と家財の事故 日常生活の賠償とセットする		KA	住宅内生活用動産 500万円 (自己負担額1事故3千円) 借家人賠償 1,000万円 修理費用 100万円 (自己負担額1事故3千円)	1,590円
		KB	住宅内生活用動産 500万円 (自己負担額1事故3千円) 借家人賠償 1,000万円 (自己負担額1事故3千円) 修理費用 100万円 (自己負担額1事故3千円) 個人賠償 限度額 1億円 ※受託品 限度額 100万円	1,740円
持家 家財の事故だけに備える 家財の事故に加えて日常生活の賠償もセットする		KC	住宅内生活用動産 500万円 (自己負担額1事故3千円)	1,310円
		KD	住宅内生活用動産 500万円 (自己負担額1事故3千円) 個人賠償 限度額 1億円 ※受託品 限度額 100万円	1,460円

弁護士費用補償

“弁護のちから”が支える5つのトラブル

次の法的トラブルにあったときの弁護士費用をサポートします。

トラブルの当事者



次の①～③の法的トラブルについては、被保険者ご本人だけでなく、お子さま^(※1)が遭遇されたトラブルについても対象となります。

① 人格権侵害^(※2)

- コロナ感染疑義をかけられたことが学校でいじめを受けた。
- コロナ感染をきっかけに、誹謗中傷を受け精神的苦痛を被った。
- 昔の交際相手からストーカー行為をされている。
- ソーシャルネットワークサービス(SNS)上でいじめられる誹謗中傷にあり、精神的苦痛を受けた。
- 電車で痴漢被害を受けた。



② 被害事故

- 路上歩行中に他人が運転する自転車に追突され、ケガをした。
- インターネット通販の会社から、本物とつわられて、偽物のブランド品を売りつけられた。



③ 借地・借家

- 賃貸期間中に賃貸マンションの家主から正当な理由もなく立ち退きを迫られた。
- アパートの雨漏りにより家具にカビが生えてしまったが、家主が修理してくれない。
- 借りている土地に建てた家の増築を、地主が正当な理由もなく承諾してくれない。



トラブルの当事者



次の④～⑤の法的トラブルについては、被保険者ご本人に関わる調停等に要する弁護士への各種費用が対象となります。

④ 遺産分割調停

- 兄弟間の遺産分割の協議がまとまらず、調停での手続きとなった。
- 母がすべての遺産を兄に相続させるとした遺言を残して亡くなり、自分が相続できる権利が侵害されたため、調停で手続きすることとなった。



⑤ 離婚調停^(※3)

初年度契約は、保険開始91日目から補償対象となります。

- 夫婦間での協議がまとまらず、調停で離婚手続きを進めるしかなくなった。
- こどもの将来のための養育費の額について夫婦間の折り合いがつかないため、調停で離婚手続きをすることとなった。



遺産分割調停、離婚調停については、トラブルが調停等の手続きに至った場合に、被保険者ご本人に係る調停等に要した費用のみ対象となります。

弁護のちからはコロナ禍で新たに発生している様々なトラブルの解決もご支援いたします！

- 以下のようなトラブルは保険金のお支払いの対象になりません。
- 自動車または原動機付自転車による被害事故に関するトラブル
 - 借金の利息の過払金請求に関するトラブル
 - 医療ミスによる被害事故に関するトラブル
 - 顧客や取引先等から被った職務遂行上の精神的苦痛に関するトラブル
 - 騒音、振動、悪臭、日照不足による被害事故または人格権侵害に関するトラブル

- (※1) 被保険者が親権を有する未成年の子が対象となります。
 (※2) 人格権侵害に関するトラブルの場合は、警察等の公的機関または学校等の相談窓口等への届出等を行い、その事実を客観的に証明できるトラブルにかぎります。
 (※3) 離婚調停に関するトラブルの場合で、トラブルの原因事故が初年度契約の保険期間の開始日からその日を含めて90日を経過する日までの間に発生したときは、保険金をお支払いできません。

2つの保険金で気になる費用をしっかりとサポートします。

国内補償^(※)

1 法律相談費用保険金

弁護士へ法律相談を行うときに負担した法律相談費用を補償します。

■ 保険金額
(保険期間1年間につき)

通算 **5** 万円 限度

■ お支払いする保険金の額

1つのトラブルに関する法律相談にかかった費用

自己負担額 (免責金額) **1,000円**

2 弁護士委任費用保険金

弁護士へのトラブル解決の委任を行うときに負担した弁護士委任費用を補償します。

■ 保険金額
(保険期間1年間につき)

通算 **200** 万円 限度

■ お支払いする保険金の額

1つのトラブルに関する弁護士委任にかかった費用

× (100% - 自己負担割合 **10%**)

(※) 日本国内の法令に基づき解決するトラブルが補償対象となります。

⚠ いずれの保険金も、弁護士への法律相談および委任契約の締結前に、損保ジャパンの事前の同意が必要となります。

お支払い事例(人格権侵害に関するトラブル)

昔の交際相手にストーカー被害を受けている。自分だけで対応するのは恐いので、弁護士に間に入ってもらう交渉を行った。2回の話し合いの末、本当に嫌がっていることを相手が理解し、今後は付きまとわないと約束してくれたため、合意書面を作成した。

法律相談にかかった費用	1万円	➡	法律相談費用保険金のお支払い額	1万円 - 1,000円(自己負担額) = 9,000円
弁護士委任にかかった費用 着手金15万円、報酬金25万円	40万円	➡	弁護士委任費用保険金のお支払い額	40万円 × (100% - 10%(自己負担割合)) = 36万円

合計36万9,000円をお支払い

金銭的な負担を軽減し、安心して法的トラブルを解決することができます。

相談できる弁護士が身近になくても安心!
★「弁護士紹介サービス」

保険金のお支払いの対象となる場合で弁護士の紹介をご希望のときは、担当の損保ジャパン保険金サービス課へご連絡ください。お客さまから依頼を受けた損保ジャパンが、日本弁護士連合会を通じて各地の弁護士会に弁護士紹介を依頼し、お客さまに弁護士をご紹介します。

★「被害事故・嫌がらせ相談窓口」

被害事故または人格権侵害への対応が必要な際に、お電話でご相談いただくことのできるサービスです。警察OB等トラブル対応の専門コンサルタントが、対応等についてアドバイスさせていただきます。「弁護のちから」の保険金請求対象の確認や弁護士委任のご相談は対象外となりますので、事故サポートセンターへのご連絡をお願いします。

- (注1) 本サービスは損保ジャパンの提携業者が提供します。 (注2) ご相談の際には、お名前、ご加入者番号等をお聞きすることがございますのでご了承ください。
 (注3) ご利用は日本国内からにかぎります。 (注4) 本サービスは予告なく変更または中止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。
 (注5) 「弁護のちから」の保険金をお支払いする事由が発生した場合は、下記事故サポートセンターまたは取扱代理店までご連絡ください。
 事故サポートセンター: 【受付時間】24時間365日 0120-727-110



弁護士費用補償に関する保険責任について

- 保険責任は保険期間開始日の午後4時に始まり、ご加入初年度の保険期間の開始時(中途加入の場合は中途加入時)より前に、原因事故が発生していた場合または保険金請求権者が原因事故の発生するおそれが生じたことを知っていた場合等は、保険金をお支払いできません。
- 保険金請求権者が保険期間中に最初の法律相談または弁護士委任を行った場合に、保険金をお支払いします。
- 同一のトラブルに起因して行われた一連の法律相談または弁護士委任は、法律相談もしくは弁護士委任の回数または当事者の人数にかかわらず、それぞれ1つの法律相談または弁護士委任とみなし、保険金を支払われる最初の法律相談または弁護士委任が行われた時に一連の法律相談または弁護士委任が行われたものとして、保険金の限度額を適用します。

【「保険責任の開始」と「原因事故発生日および法律相談・弁護士委任と保険期間との関係」(イメージ図)】

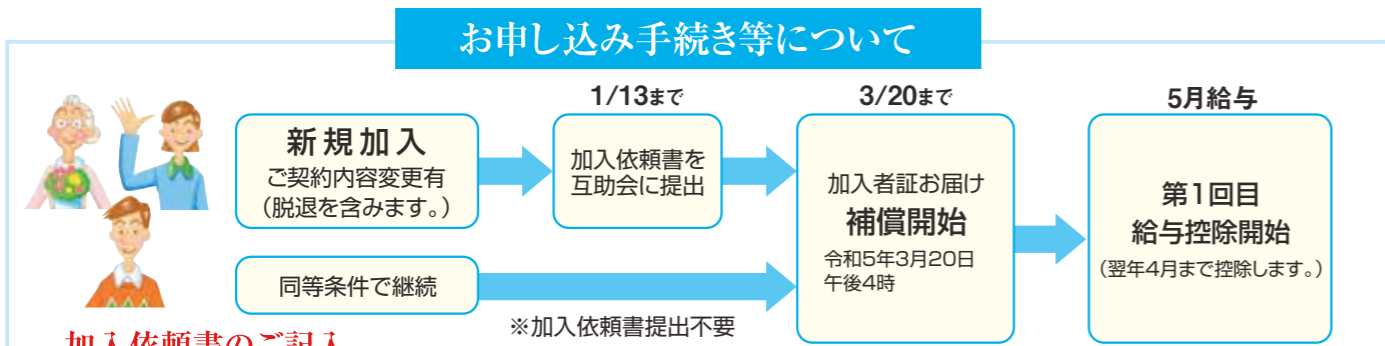


【「離婚調停に関するトラブル」の場合の保険責任の開始(イメージ図)】



(注1) 「離婚調停に関するトラブル」については、ご加入初年度の保険期間の開始日(中途加入の場合は中途加入日)からその日を含めて90日を経過する日の翌日から保険責任が始まります(責任開始日)。したがって、責任開始日より前に原因事故が発生していたトラブルについては、保険金をお支払いできません。

- (注2) 保険金のお支払い方法等重要な事項は、P.19「この保険のあらまし」以降に記載されていますので、必ずご確認ください。
 (注3) 弁護士費用補償における補償の重複については、P.24をご確認ください。



加入依頼書のご記入

記載例(16~18ページ)に従って、加入依頼書に必要事項を記入(継続の方は打ち出された加入依頼書の内容をご確認・訂正)、ご捺印ください。S・A・B・C・D・Y・Z・D1・D2型は合計で3口限度(Y・Z・D1・D2はいずれか1口限度)。E型は別枠で3口までご加入いただけます。

団体総合保険の医療タイプ・がんタイプに新規ご加入・増額の場合は記載例(18ページ)に従って、告知書に必要事項をご記入ください。

告知の大切さについてのご説明

- 告知書はお客さま(保険の対象となる方)ご自身がありのままにご記入ください。
※口頭でお話し、または資料提示されただけでは告知していただいたことになりません。
- 告知の内容が正しくないと、ご契約の全部または一部が解除になり、保険金がお受け取りいただけない場合があります。
「ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと(注意喚起情報のご説明)」を必ずお読みください。

加入依頼書のご提出

ご記入いただいた加入依頼書を、互助会または静鉄保険サービスまでお送りください。前年と同等条件で継続加入される場合は、加入依頼書の提出は不要です。

加入者証のお届け

加入者証は、加入依頼書記載の職場にお届けします。記載内容に誤りがあった場合は、互助会または取扱代理店までお申し出ください。

保険料のお支払

保険料は5月から毎月給与控除させていただきます(最終回分が翌年4月)。

解約について

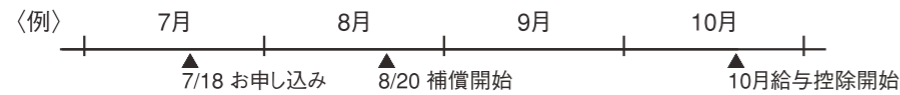
解約のご連絡を受け付けた後、取扱代理店が手続きに伺います。解約日はご連絡を受けた月の翌月20日となります。(未払込保険料を集金させていただく場合があります。)

◆中途加入をご希望の場合

保険期間中でも「グリーンガード」のご加入は可能です。

- 申込手続き : 静鉄保険サービスにお申し出ください。(手続き書類等をご案内します。)
- 加入対象者 : 静岡市職員互助会の正会員および準会員(臨時職員・パート職員除く)
- 被保険者 : 静岡市職員互助会の正会員・準会員またはその家族(配偶者・子供・両親・兄弟姉妹および同居の親族、D・D1・D2・E型については新規継続ともに満69歳までの方)を被保険者としてご加入いただけます。
*被保険者本人のみが保険の対象となります。

- 保険期間について: お申込み月(毎月20日締め切り)の翌月20日から補償開始~翌年3月20日まで



- 保険料お支払い方法: 保険期間開始月の2か月後の給与から毎月控除します。

加入依頼書記載例(継続)

内容変更がある場合のみ加入依頼書をご提出ください。(万が一打ち出し内容に誤りがあった場合は、訂正のうえでご提出願います。)
* 加入依頼書が複数枚ある方はすべてご提出ください。お客さま控えはお手元にて保管ください。

グリーンガード 加入依頼書

054-254-XXXX

静岡市葵区追手町1-1 静岡 太郎

090-1234-XXXX

交通傷害タイプ 普通傷害タイプ

48年10月21日 49年10月21日

静岡 太郎

48年10月21日 49年10月21日

静岡 花子

49年6月8日 48年6月8日

静岡 小太郎

16年10月26日 18年10月26日

カクセイ

420-0853

09121 13L 189

50PO TB1 00001

4,900 1,830

1,340

1,080

1,750

PA 1 150

E 1

D 1

合計保険料は必ず記入する(ページごと)

書類をご提出される際には必ずご署名もしくは、ご捺印ください

退職する場合は、②にマルをして捺印

他に同種の保険契約されている場合は裏面に被保険者・保険会社・保険種類・保険金額等を記入

印字されている内容をご確認のうえ、異なる点があれば加除訂正してください。(年単位は令和5年3月20日時点)

令和5年3月20日時点での職務内容に訂正してください
【例】小学生→中学生

補償対象外とする疾病に
記載のある方
*ご継続時に補償対象外とする疾病が完治してから1年以上経過されている場合は、継続契約の保険対象外から特定疾病等対象外特約を削除できる場合があります。ただし、被保険者の年齢や補償対象外とする疾病群によっては、特定疾病等対象外特約を削除できない場合があります。また、保険期間の中途での削除はできません。【健康状態】に関する告知書のご提出をお願いいたします。

加入依頼書記載例(新規)

※ご提出いただく際にはおさま控えを切り離しお手元にて保管ください。

グリーンガード 加入依頼書

申込日を記入

住所・氏名にはフリガナを必ず記入してください

氏名・生年月日・性別・加入者との関係・職務内容を記入する
氏名にはフリガナを記入
職務内容はカタカナで記入してください
(年齢は令和5年9月20日時点)

書類をご提出される際には必ずご署名もしくはご捺印ください

合計保険料は必ず記入する(ページごと)

告知書の「疾病・症状」欄に病名を記載された場合、この欄にも同病名を記入

加入するタイプのフリーコース欄にマルを記入して、型名・口数・保険料を記入

医療・がんタイプに新規加入の場合、別途告知書を記入

2枚目以降(被保険者4名以上)になる場合にはマル

他に同種の保険契約されている場合は裏面に被保険者・保険会社・保険種類・保険金額等を記入

1. 医療タイプ(D・D1・D2型)に新規にご加入、または口数を増やされる方
2. がんタイプ(E型)に新規にご加入、または口数を増やされる方
3. 補償対象外とする疾病の削除をご希望される方

19.10 代理告知の場合の記入例です

9121 13L 189
50PO TB1
02
00001

告知書記載例

告知書のご提出が必要な方

1. 医療タイプ(D・D1・D2型)に新規にご加入、または口数を増やされる方
2. がんタイプ(E型)に新規にご加入、または口数を増やされる方
3. 補償対象外とする疾病の削除をご希望される方

所得補償保険・団体長期障害所得補償保険・団体用医療保険「健康状態に関する告知書」

19.10 代理告知の場合の記入例です

告知書ご本人または代理告知者が、被保険者(保険の対象となる方)の名、告知日・加入する保険種類・疾病・症状をご記入のうえ、告知者ご本人がご署名ください。

告知日	告知者	加入する保険種類	疾病・症状
1 告知日 4年12月1日	告知者 静岡太郎	加入する保険種類 静岡太郎	疾病・症状 静岡太郎
2 告知日 4年12月1日	告知者 静岡太郎	加入する保険種類 静岡太郎	疾病・症状 静岡太郎
3 告知日 4年12月1日	告知者 静岡太郎	加入する保険種類 静岡太郎	疾病・症状 静岡太郎
4 告知日 4年12月1日	告知者 静岡太郎	加入する保険種類 静岡太郎	疾病・症状 静岡太郎

被保険者番号の(4)欄は使用しません

加入依頼書の被保険者番号に対応する欄にお答えください

告知書はありのままにご記入ください。告知の内容が正しくない場合はご加入が解除され、保険金を受け取りいただけなくなります。

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項や、ご加入者にとって不利益になる事項等、特にご注意ください事項を記載しています。ご加入になる前に必ずお読みいただきますようお願いします。**【加入者ご本人以外の被保険者(保険の対象となる方。以下同様とします。)にも、このパンフレットに記載した内容をお伝えください。また、ご加入の際は、ご家族の方にもご契約内容をお知らせください。】**

この保険のあらまし(契約概要のご説明)

■商品の仕組み:この商品は傷害総合保険普通保険約款に各種特約をセットまたは団体総合保険普通保険約款に医療保険基本特約、疾病保険特約、傷害保険特約、がん保険特約等各種特約をセットしたものです。

■保険契約者:静岡市職員互助会

■保険期間:令和5年3月20日午後4時から1年間となります。

■申込締切日:令和5年1月13日

■引受条件(保険金額等)、保険料、保険料払込方法等 :引受条件(保険金額等)、保険料は本パンフレットに記載しておりますので、ご確認ください。

- 加入対象者 :静岡市職員互助会の正会員および準会員(臨時職員・パート職員を除きます。)
- 被保険者 :静岡市職員互助会の正会員・準会員またはその家族(配偶者・子供・両親・兄弟姉妹および同居の親族、D・D1・D2・E型については新規継続ともに満69歳までの方)を被保険者としてご加入いただけます。また、弁護士費用補償のあるプランに加入される場合は未成年者を除きます。**※被保険者本人のみが保険の対象となります。**

●保険料お支払方法:令和5年5月分給与から毎月控除となります(12回払)。

●お手続方法 :下表のとおり必要書類にご記入のうえ、ご加入窓口の互助会または静鉄保険サービスまでご送付ください。

	ご加入対象者	お手続方法
	新規加入者の皆さま	添付の「加入依頼書」および「告知書」に必要事項をご記入のうえ、ご提出いただけます。
既加入者の皆さま	前年と同等条件のプラン(送付した加入依頼書に打ち出しのプラン)で継続加入を行う場合	書類のご提出は不要です。
	ご加入プランを変更するなど前年と条件を変更して継続加入を行う場合※1	前年と条件を変更する旨を記載した「加入依頼書」および「告知書」※2をご提出いただけます。 ※2告知書は、保険金額の増額等、補償を拡大して継続される場合のみご提出が必要です。
	継続加入を行わない場合	継続加入を行わない旨を記載した「加入依頼書」をご提出いただけます。

※1「前年と条件を変更して加入を行う場合」には、あらかじめ加入依頼書に打ち出された継続前の職業・職種に変更が必要な場合を含みます。加入依頼書の修正方法等は静鉄保険サービスまでお問い合わせください。

(注)傷害総合保険の保険料を算出する際や保険金をお支払いする際の重要な項目である職種級別は、職種級別表をご確認ください。

●中途加入 :保険期間の中途でのご加入は、毎月、受付をしています。その場合の保険期間は、毎月20日までの受付分は受付日の翌月20日(20日過ぎの受付分は翌々月20日)から令和6年3月20日午後4時までとなります。保険料につきましては、中途加入の保険期間開始日の翌々月の給与から毎月控除します。

●中途脱退 :この保険から脱退(解約)される場合は、取扱代理店までご連絡ください。
●団体割引 :団体割引は、本団体契約の前年のご加入人数により決定しています。次年度以降、割引率が変わることがありますので、あらかじめご了承ください。また、団体のご加入人数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。

■満期返れい金:契約者配当金:この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】

1. 傷害総合保険

【傷害事故(普通傷害タイプ・医療タイプの傷害死亡・後遺障害部分)について】

被保険者が、日本国内または国外において、「急激かつ偶然な外来の事故(以下「事故」といいます。)」によりケガ^(※)をされた場合等に、保険金をお支払いします。

(※)身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収した場合に急激に生じる中毒症状を含みます。ただし細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含みません。特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約をセットした場合は、**特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約で対象となる特定感染症を原因とする食中毒にかぎり、同特約の内容に従いお支払いの対象となります。**

●保険期間の開始時より前に発生した事故によるケガ・損害に対しては、保険金をお支払いできません。

「急激かつ偶然な外来の事故」について

■「急激」とは、突発的に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が直接的で時間的間隔のないことを意味します。

■「偶然」とは、「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事をいいます。

■「外来」とは、ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。

(注)靴ずれ、車酔い、熱中症、しもやけ等は、「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しません。

【交通傷害タイプ】

被保険者が、日本国内または国外において、所定の交通乗用具との衝突、接触等の交通事故または交通乗用具に搭乗中の事故によりケガ(※1)をされた場合等に、保険金をお支払いします。

●次のような事故によりケガをされた場合に、保険金をお支払いします。

- ①交通乗用具との衝突、接触等の交通事故
- ②交通乗用具に搭乗中(※2)の事故
- ③駅の改札口に入ってから改札口を出るまでの間における事故
- ④交通乗用具の火災

など

(※1)身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含みません。

(※2)正規の搭乗装置もしくはその装置のある室内(通行できないように仕切られている場所を除きます。)に搭乗している間。ただし、異常かつ危険な方法での搭乗を除きます。

(注)保険期間の開始時より前に発生した事故によるケガ・損害に対しては、保険金をお支払いできません。

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合	
死亡保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。ただし、すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。 <table border="1"><tr><td>死亡保険金の額＝死亡・後遺障害保険金額の全額</td></tr></table>	死亡保険金の額＝死亡・後遺障害保険金額の全額	【共通】 ①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③無資格運転、酒気を帯びた状態で運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 ④脳疾患、疾病または心神喪失 ⑤妊娠、出産、早産または流産 ⑥外科的手術その他の医療処置 ⑦戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為 ^(※1) を除きます。)、核燃料物質等によるもの ⑧地震、噴火またはこれらによる津波(天災危険補償特約をセットしない場合) ⑨頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見 ^(※2) のないものなど
死亡保険金の額＝死亡・後遺障害保険金額の全額			
後遺障害保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、死亡・後遺障害保険金額を限度とします。 <table border="1"><tr><td>後遺障害保険金の額＝死亡・後遺障害保険金額×後遺障害の程度に応じた割合(4%～100%)</td></tr></table>	後遺障害保険金の額＝死亡・後遺障害保険金額×後遺障害の程度に応じた割合(4%～100%)	
後遺障害保険金の額＝死亡・後遺障害保険金額×後遺障害の程度に応じた割合(4%～100%)			
入院保険金	事故によりケガをされ、入院された場合、入院日数に対し1,000日を限度として、1日につき入院保険金日額をお支払いします。 <table border="1"><tr><td>入院保険金の額＝入院保険金日額 × 入院日数(1,000日限度)</td></tr></table>	入院保険金の額＝入院保険金日額 × 入院日数(1,000日限度)	
入院保険金の額＝入院保険金日額 × 入院日数(1,000日限度)			
手術保険金	事故によりケガをされ、そのケガの治療のために病院または診療所において、以下①または②のいずれかの手術を受けた場合、手術保険金をお支払いします。ただし、1事故につき1回の手術にかぎります。なお、1事故に基づくケガに対して、入院中および外来で手術を受けたときは、<入院中に受けた手術の場合>の手術保険金をお支払いします。 ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術 ^(※1) ②先進医療に該当する手術 ^(※2) <table border="1"><tr><td><入院中に受けた手術の場合> 手術保険金の額＝入院保険金日額×10(倍) <外来で受けた手術の場合> 手術保険金の額＝入院保険金日額×5(倍)</td></tr></table> (※1)以下の手術は対象となりません。 創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、抜歯手術 (※2)先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎります。	<入院中に受けた手術の場合> 手術保険金の額＝入院保険金日額×10(倍) <外来で受けた手術の場合> 手術保険金の額＝入院保険金日額×5(倍)	【普通傷害タイプ】 ⑩ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング、航空機操縦(職務として操縦する場合は除きます。)、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故 ⑪自動車、原動機付自転車等による競技、競争、興行(これらに準ずるものおよび練習を含みます。)の間の事故
<入院中に受けた手術の場合> 手術保険金の額＝入院保険金日額×10(倍) <外来で受けた手術の場合> 手術保険金の額＝入院保険金日額×5(倍)			
通院保険金	事故によりケガをされ、通院された場合、事故の発生の日からその日を含めて1,000日以内の通院日数に対し、90日を限度として、1日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、入院保険金をお支払いするべき期間中の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。 <table border="1"><tr><td>通院保険金の額＝通院保険金日額×通院日数(事故の発日から1,000日以内の90日限度)</td></tr></table> (注1)通院されない場合であっても、骨折、脱臼、靱帯損傷等のケガをされた部位(脊柱、肋骨、胸骨、長管骨等)を固定するために医師の指示によりギプス等 ^(※) を常時装着したときはその日数について通院したものとみなします。 (※)ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、シーネその他これらと同程度に固定することができるものをいい、胸部固定帯、胸骨固定帯、肋骨固定帯、軟性コルセット、サポーター等は含みません。 (注2)通院保険金の支払いを受けられる期間中に新たに他のケガをされた場合であっても、重複して通院保険金をお支払いしません。	通院保険金の額＝通院保険金日額×通院日数(事故の発日から1,000日以内の90日限度)	【交通傷害タイプ】 ⑫交通乗用具による競技、競争、興行(これらに準ずるものおよび練習を含みます。)の間の事故 ⑬船舶に搭乗することを職務(養成所の生徒を含みます。))とする被保険者が、職務または実習のために船舶に搭乗している間の事故 ⑭航空運送事業者が路線を定めて運行する航空機以外の航空機を被保険者が操縦または職務として搭乗している間の事故 ⑮グライダー、飛行船、ジャイロプレーン等の航空機に搭乗している間の事故 ⑯被保険者が職務として、交通乗用具への荷物、貨物等の積み込み作業または交通乗用具の修理、点検、整備、清掃の作業に従事中のその作業に直接起因する事故
通院保険金の額＝通院保険金日額×通院日数(事故の発日から1,000日以内の90日限度)			

【特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約】
特定感染症(※1)を発病し、その直接の結果として発病の日からその日を含めて180日以内に、所定の後遺障害が生じた場合、入院した場合、通院した場合に、後遺障害保険金、入院保険金(180日限度)、通院保険金(180日以内の90日限度)をお支払いします。
ご加入初年度の場合は、保険期間の開始日からその日を含めて10日以内に発病した特定感染症に対しては、保険金をお支払いできません。
(※1)「特定感染症」とは、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に規定する一類感染症、二類感染症、三類感染症または新型コロナウイルス感染症(※2)をいいます。令和4年9月現在、結核、重症急性呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものにかぎります。)、腸管出血性大腸菌感染症(0-157を含みます。))等が該当します。
(※2)新型コロナウイルス感染症は、病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものにかぎります。)であるものにかぎります。

(※1)「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。以下同様とします。

(※2)「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。以下同様とします。

【傷害事故以外(オプションプラン)について】

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
携行品損害(国内外補償)(注)	偶発な事故により携行品 ^(※1) に損害が生じた場合に、被害物の再調達価額 ^(※2) を基準に算出した損害額から免責金額(1回の事故につき3,000円)を差し引いた金額をお支払いします。ただし、保険期間を通じ、携行品損害の保険金額を限度とします。 (※1)「携行品」とは、被保険者の居住の用に供される建物(物置、車庫その他の付属建物を含みます。)外において、被保険者が携行している被保険者所有の身の回り品をいいます。 (※2)「再調達価額」とは、損害が生じた地および時において保険の対象と同一の質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに必要な額をいいます。修理が可能な場合は、修理費を基準に損害額を算出します。 (注1)乗車券等、通貨、小切手、印紙または切手については合計して5万円を損害額の限度とします。	①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 ④戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの ⑤地震、噴火またはこれらによる津波 ⑥欠陥 ⑦自然の消耗または性質によるさび、かび、変色、ねずみ食い、虫食い等
	次ページに続きます。	次ページに続きます。

補償の内容(保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合)(続き)

【傷害事故以外(オプションプラン)について】

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
携行品 損害 (国内外補償) (注)	前ページより続きます。 (注2) 次のものは保険の対象となりません。 ■携帯電話・スマートフォン等の携帯式通信機器、ノート型パソコン等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品 ■義歯、義肢、コンタクトレンズ、眼鏡、サングラス、補聴器 ■動物、植物等の生物 ■自動車、原動機付自転車、船舶(ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。)、航空機、雪上オートバイ、ゴーカート、ゴルフカートおよびこれらの付属品 ■自転車、ハングライダー、パラグライダー、サーフボード、ウインドサーフィン、ラジコン模型およびこれらの付属品 ■漁具 ■預貯金証書(通帳およびキャッシュカードを含みます。)、手形その他の有価証券(小切手を除きます。)およびこれらに類する物 ■クレジットカード、ローンカード、プリペイドカードその他これらに類する物 ■ドローンその他の無人航空機および模型航空機ならびにこれらの付属品 など	前ページより続きます。 ⑧機能に支障のないすり傷、塗料のはがれ等 ⑨偶然な外来の事故に直接起因しない電氣的・機械的的事故 ⑩置き忘れ ^(※) または紛失 ⑪楽器の弦(ピアノ線を含みます。)の切断または打楽器の打皮の破損 ⑫楽器の音色または音質の変化 など (※) 保険の対象を置いた状態でその事実または置いた場所を忘れることをいいます。
住宅内 生活用財産 (国内のみ補償) (注)	【①損害保険金】 住宅 ^(※1) 内に所在する生活用財産 ^(※2) で、被保険者または被保険者と生計を共にする親族が所有する物について、日本国内における偶然な事故によって生じた損害に対して、再調達価額 ^(※3) を基準に算出した損害額から免責金額(1回の事故につき3,000円)を差し引いた金額をお支払いします。ただし、保険期間を通じ、住宅内生活用財産の保険金額を限度とします。 (※1)「住宅」とは、加入依頼書等記載の住宅をいい、物置、車庫その他の付属建物を含み、敷地は含みません。 (※2)「生活用財産」とは、生活の用に供する家具、じゅう器、衣服、その他の生活に通常必要な動産をいいます。 (※3)「再調達価額」とは、損害が生じた地および時において保険の対象と同一の質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに必要な額をいいます。修理が可能な場合は、保険金額を限度として、再調達価額または修繕費のいずれか低い方でお支払いします。 (注) 保険の対象が貴金属、宝玉または宝石もしくは書画、骨とう、彫刻物その他の美術品である場合は、1個、1組または1対のものについては各30万円を、乗車券等、通貨、小切手、預貯金証書、印紙または切手については合計して5万円を損害額の限度とします。 【②臨時費用保険金】 ①の損害保険金をお支払いする場合において、事故によって保険の対象が損害を受けたため臨時に生ずる費用に対し、臨時費用保険金として損害保険金の30%に相当する額をお支払いします。ただし、1回の事故につき、1敷地内ごとに100万円を限度とします。 【③残存物取片づけ費用保険金】 ①の損害保険金をお支払いする場合において、損害を受けた生活用財産の残存物取片づけ費用に対し、残存物取片づけ費用保険金として損害保険金の10%に相当する額を限度に残存物取片づけ費用の額をお支払いします。 【④失火見舞費用保険金】 保険の対象または保険の対象を収容する建物 ^(※1) から発生した火災、破裂または爆発によって、第三者の所有物の滅失、損傷または汚損が生じた場合に、見舞金等の費用に対し、失火見舞費用保険金として被災世帯 ^(※2) の数に1被災世帯あたりの支払額(20万円)を乗じて得た額をお支払いします。ただし、1回の事故につき、生活用財産の保険金額または損害額の再調達価額 ^(※3) のいずれか低い額の20%に相当する額を限度とします。 (※1) 日本国内にかぎりず。 (※2) 「被災世帯」とは、失火見舞費用保険金のお支払対象となる損害が生じた世帯または法人をいいます。 (※3) 「再調達価額」とは、損害が生じた地および時において保険の対象と同一の質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに必要な額をいいます。修理が可能な場合は、保険金額を限度として、再調達価額または修繕費のいずれか低い方でお支払いします。 (注) 次のものは保険の対象となりません。 ■携帯電話・スマートフォン等の携帯式通信機器、ノート型パソコン等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品 ■コンタクトレンズ、眼鏡、サングラス、補聴器 ■義歯、義肢その他これらに準ずる物 ■動物、植物 ■自転車、ハングライダー、パラグライダー、サーフボード、ウインドサーフィン、ラジコン模型およびこれらの付属品 ■船舶(ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。)、航空機、自動車、原動機付自転車、雪上オートバイ、ゴーカートおよびこれらの付属品 ■手形その他の有価証券(小切手を除きます。) ■クレジットカード、ローンカード、プリペイドカードその他これらに準ずる物 ■ドローンその他の無人航空機および模型航空機ならびにこれらの付属品 など	①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 ④戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの ⑤地震、噴火またはこれらによる津波 ⑥欠陥 ⑦自然の消耗または性質によるさび、かび、変色、ぬずみ食い、虫食い等 ⑧機能に支障のないすり傷、塗料のはがれ等 ⑨偶然な外来の事故に直接起因しない電氣的・機械的的事故 ⑩置き忘れ ^(※) または紛失 ⑪楽器の弦(ピアノ線を含みます。)の切断または打楽器の打皮の破損 ⑫楽器の音色または音質の変化 など (※) 保険の対象を置いた状態でその事実または置いた場所を忘れることをいいます。

物の損害の補償

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
個人賠償責任 (国内外補償) (注)	日本国内または国外において、被保険者 ^(※1) が次の①から④までのいずれかの事由により法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償金および費用(訴訟費用等)の合計金額をお支払いします(自己負担額はありません。)。ただし、1回の事故につき損害賠償金は個人賠償責任の保険金額を限度とします。 なお、賠償金額の決定には、事前に損保ジャパンの承認を必要とします。 ① 住宅の所有・使用・管理に起因する偶然な事故により、他人にケガなどをさせた場合や他人の財物を壊した場合 ② 被保険者 ^(※1) の日常生活(住宅以外の不動産の所有、使用または管理を除きます。)に起因する偶然な事故(例:自転車運転中の事故など)により、他人にケガなどをさせた場合や他人の財物を壊した場合 ③ 日本国内で受託した財物(受託品) ^(※2) を壊したり盗まれた場合 ④ 誤って線路に立ち入ったことなどにより電車等 ^(※3) を運行不能にさせた場合 (※1) この特約における被保険者は次のとおりです。 ア. 本人 イ. 本人の配偶者 ウ. 本人またはその配偶者の同居の親族 エ. 本人またはその配偶者の別居の未婚の子 オ. 本人が未成年者または責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって本人を監督する方(本人の親族にかぎりず。)。ただし、本人に関する事故にかぎりず。 カ. イ. からエ. までのいずれかの方が責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(その責任無能力者の親族にかぎりず。)。ただし、その責任無能力者に関する事故にかぎりず。 なお、被保険者本人またはその配偶者との続柄および同居または別居の別は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。 (※2) 次のものは「受託品」に含まれません。 ・携帯電話・スマートフォン等の携帯式通信機器、ノート型パソコン等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品 ・コンタクトレンズ、眼鏡、サングラス、補聴器 ・義歯、義肢その他これらに準ずる物 ・動物、植物 ・自転車、ハングライダー、パラグライダー、サーフボード、ウインドサーフィン、ラジコン模型およびこれらの付属品 ・船舶(ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。)、航空機、自動車(ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。)、バイク、原動機付自転車、雪上オートバイ、ゴーカートおよびこれらの付属品 ・通貨、預貯金証書、株券、手形その他の有価証券、印紙、切手、設計書、帳簿 ・貴金属、宝石、書画、骨とう、彫刻、美術品 ・クレジットカード、ローンカード、プリペイドカードその他これらに準ずる物 ・ドローンその他の無人航空機および模型航空機ならびにこれらの付属品 ・山岳登山、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング等の危険な運動等を行っている間のその運動等のための用具 ・データやプログラム等の無体物 ・漁具 ・1個もしくは1組または1対で100万円を超える物 など (※3) 「電車等」とは、 汽車、電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用器具をいいます。	①故意 ②戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等による損害 ③地震、噴火またはこれらによる津波 ④被保険者の職務の遂行に直接起因する損害賠償責任 ⑤被保険者およびその被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任 ⑥受託品を除き、被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物について正当な権利を有する方に対して負担する損害賠償責任 ⑦心神喪失に起因する損害賠償責任 ⑧被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任 ⑨航空機、船舶および自動車・原動機付自転車等の車両 ^(※1) 、銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ⑩環境汚染に起因する損害賠償責任 ⑪受託品に対して正当な権利を有していない者に対して損害賠償責任を負担することによって被った損害 ⑫受託品の損壊または盗取について、次の事由により生じた損害 ・被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ・差し押え、取用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使 ・自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い ・偶然な外来の事故に直接起因しない電氣的事故または機械的的事故 ・置き忘れ ^(※2) または紛失 ・詐欺または横領 ・雨、雪、雹(ひょう)、みぞれ、あられまたは融雪水の浸み込みまたは吹き込み ・受託品が委託者に引き渡された後に発見された受託品の損壊または盗取 など (※1) 次のア. からウ. までのいずれかに該当するものを除きます。 ア. 主たる原動力が人力であるもの イ. ゴルフ場敷地内におけるゴルフカート ウ. 身体障がい者用車いすおよび歩行補助車で、原動機を用いるもの (※2) 保険の対象を置いた状態でその事実または置いた場所を忘れることをいいます。
借家人賠償 (国内のみ補償) (注)	日本国内において被保険者(※)が借用・使用する借戸室を火災・破裂・爆発により損壊したことにより、被保険者が貸主に対して法律上の損害賠償責任を負った場合、損害賠償金および費用(訴訟費用等)の合計金額をお支払いします(免責金額はありません。)。ただし、1回の事故につき損害賠償金は、借家人賠償責任の保険金額を限度とします。なお、賠償金額の決定には、事前に損保ジャパンの承認を必要とします。 (※) 被保険者には以下の①または②のいずれかに該当する者を含みます。 ① 借戸室の賃借名義人が被保険者と異なる場合はその賃借名義人 ② ①に該当しない被保険者の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって被保険者を監督する方(被保険者の親族にかぎりず。)。ただし、被保険者が未成年者または責任無能力者であって、被保険者に関する事故にかぎりず。	①故意 ②心神喪失による損害 ③借戸室の改築、増築、取りこわし等の工事による損害 ④戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等による損害 ⑤地震、噴火またはこれらによる津波 ⑥借戸室の貸主との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合においてその約定によって加重された損害賠償責任 ⑦借戸室を貸主に引き渡された後に発見された借戸室の損壊に起因する損害賠償責任 など

個人賠償責任(国内外補償)

賠償責任の補償

補償の内容(保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合)(続き)

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
修理費用 (国内のみ補償) (注)	<p>以下①から⑧までのいずれかに該当する事故により、借住住宅(日本国内において被保険者が借用または使用する建物または住戸室をいいます。)に損害が生じた場合において、被保険者がその貸主(転貸人を含みます。)との契約に基づき、自己の費用で現実これを修理したときは、修理費用(借用住宅を損害発生直前の状態に復旧するために必要な修理費用をいいます。)に対して、修理費用の額から免責金額(1回の事故につき3,000円)を差し引いた金額をお支払いします(1回の事故につき修理費用の保険金額を限度とします。)。ただし、火災、破裂または爆発の事故による損害に対して、被保険者が借用住宅の貸主に対して、法律上の賠償責任を負担する場合を除きます。</p> <p>①火災 ②落雷 ③破裂または爆発 ④借用住宅の外部からの物体の落下、飛来、衝突、接触または倒壊。ただし、雨、雪、あられその他これらに類する物の落下もしくは飛来、台風、暴風雨、水災(豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ等をいいます。)による損害を除きます。 ⑤給排水設備に生じた事故または被保険者以外の者が占有する借用住宅で生じた事故に伴う漏水、放水または溢(いっ)水による水濡れ ⑥騒擾(じょう)およびこれに類似の集団行動または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為 ⑦風災、雹(ひょう)災または雪災。ただし、借用住宅の内部については、借用住宅またはその一部が風災、雹(ひょう)災または雪災によって直接破損したために生じた損害にかぎります。 ⑧盗難(強盗または窃盗ならびにこれらの未遂をいいます。)</p>	<p>①故意もしくは重大な過失または法令違反 ②被保険者または借用住宅の貸主が所有または運転する車両の衝突・接触 ③戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)等 ④地震、噴火またはこれらによる津波</p> <p style="text-align: right;">など</p>
費用の補償	<p>日本国内にあるゴルフ場^(※1)においてゴルフ競技^(※2)中にホールインワンまたはアルバトロスを行った場合に、被保険者が慣習として以下①から⑤までの費用を負担することによって被る損害に対して、ホールインワン・アルバトロス費用の保険金額を限度に保険金をお支払いします。また、保険金をお支払いした場合においても、保険金額は減額しません。</p> <p>①贈呈用記念品購入費用(現金、商品券等を除きます。) ②祝賀会費用^(※3) ③ゴルフ場に対する記念植樹費用 ④同伴キャディに対する祝儀 ⑤その他慣習として負担することが適当であると社会通念上認められる費用(保険金額の10%を限度とします。)</p> <p>(※1)「ゴルフ場」とは、日本国内に所在するゴルフ競技を行うための施設で、9ホール以上を有し、施設の利用について料金を徴するものをいいます。 (※2)「ゴルフ競技」とは、ゴルフ場において、他の競技者1名以上と同伴(ゴルフ場が主催または共催する公式競技の場合は、他の競技者の同伴の有無は問いません。)し、基準打数(パー)35以上の9ホール(ハーフ)、または基準打数(パー)35以上の9ホール(ハーフ)を含む18ホールを正規にラウンドすることをいいます。ゴルフ競技には、ケイマンゴルフ、ターゲット・バードゴルフ、バターゴルフ等ゴルフ類似のスポーツの競技を含みません。 (※3)「祝賀会費用」とは、ホールインワンまたはアルバトロスを行った日から3か月以内に開催された祝賀会に要する費用をいいます。なお、祝賀会としてゴルフ競技を行う場合において、被保険者から損保ジャパンにゴルフ競技を行う時期について告知、損保ジャパンがこれを認めるときは、ホールインワンまたはアルバトロスを行った日から1年以内に開催されたゴルフ競技に必要とする費用を含めることができます。 (注1)ホールインワン・アルバトロス費用補償特約は、アマチュアの方のみお引き受けできます(ゴルフの競技または指導を職業・職務として行う方はお引き受けの対象外となります。) (注2)ホールインワン・アルバトロス費用を補償する保険を複数ご契約されても、保険金のお支払限度額は、それらのご契約のうち最も高い保険金額となります。 ★ご注意ください! ・キャディを使用しないセルフプレー中に達成したホールインワンまたはアルバトロスについては、原則として保険金のお支払いの対象となりません。ただし、以下①から④までのいずれかを満たすときにかぎり、お支払いの対象となります。 ①そのゴルフ場の使用人が目撃^(※4)しており、署名・捺印された証明書が得られる場合 ②会員となっているゴルフ場が主催または共催する公式競技に参加している間のホールインワンまたはアルバトロスで、その公式競技の参加者または競技委員が目撃^(※4)しており、署名・捺印された証明書が得られる場合 ③ビデオ映像(ビデオ撮影機器による映像で、日時・ゴルフファーの個別確認等が可能なもので、第1打からホール(球孔)に入るまで連続した映像のものにかぎります。)が提出できる場合 ④同伴競技者以外の第三者^(※5)が目撃^(※4)しており、署名・捺印された証明書が得られる場合 (※4)ホールインワンの場合は、被保険者が第1打で打ったボールがホール(球孔)に入ることを、その場で確認することをいいます。アルバトロスの場合は、被保険者が基準打数(パー)より3つ少ない打数で打った最終打のボールがホール(球孔)に入ることを、その場で確認することをいいます。 (※5)例えば、前または後の組のプレーヤー、そのゴルフ場の従業員ではないがショートホールで開催している「ワンオンチャレンジ」等の企画に携わるイベント会社の社員、またはゴルフ場に入出入りする造園業者、飲食料運搬業者、工事業者をいいます。</p>	<p>①ゴルフの競技または指導を職業としている方の行ったホールインワンまたはアルバトロス ②ゴルフ場の経営者または従業員がその経営または勤務するゴルフ場で行ったホールインワンまたはアルバトロス ③日本国外で行ったホールインワンまたはアルバトロス</p> <p style="text-align: right;">など</p>

弁護士費用補償(弁護士費用総合補償特約)

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
<p>弁護士費用^(注)</p> <p>法律相談費用保険金 + 弁護士委任費用保険金</p>	<p>被保険者が、保険期間中の原因事故によって発生した以下1から5までのいずれかに該当するトラブル^(※1)について、弁護士への法律相談または委任を行った場合は、それによって、事前に損保ジャパンの同意を得て、保険期間中に法律相談費用または弁護士委任費用を負担することにより被った損害に対して、法律相談費用保険金または弁護士委任費用保険金をお支払いします。ただし、以下1・2・5のトラブルの場合は被保険者の未成年の子が被った原因事故に関するトラブルについても対象となります。</p> <p>なお、1・5のトラブルに該当する場合において、補償の対象となる原因事故によって被保険者が死亡したときは、保険金を請求する権利を有するのは法定相続人となります。</p> <p>1被害事故に関するトラブル ケガを負われた、財物を壊された、盗難または詐欺にあった等^(※2)の被害を被ったことによるトラブルをいいます。</p> <p>2借地または借家に関するトラブル 賃借している土地、建物に関する地代、賃料、敷金、礼金、契約期間等の賃貸借契約における地主または家主とのトラブルをいいます。ただし、被保険者または被保険者の未成年の子からの不当な申立てによる賃貸借契約の条件交渉(賃貸借契約の更新に際しての条件交渉を含みます。)に関するトラブルを含みません。</p> <p>3離婚調停に関するトラブル 被保険者または配偶者が婚姻関係を解消するための調停等のトラブルをいいます。ただし、被保険者本人が負担した、調停等に要した費用のみ対象となります。なお、法律上の婚姻関係の解消にかぎり、協議離婚によるものを含みません。 (注1)原因事故が初年度契約の保険期間の開始日からその日を含めて90日を経過する日までの間に発生した場合は、保険金をお支払いしません。 (注2)保険金の請求は、調停等を申し立てた時以降にかぎり可能となります。</p> <p>4遺産分割調停に関するトラブル 被保険者その他の相続人との間の遺産分割または遺留分の減殺請求^(※3)における調停等のトラブルをいいます。ただし、被保険者本人が負担した、調停等に要した費用のみ対象となります。なお、相続放棄、限定承認、遺産分割協議書の作成および不動産の名義変更に関する費用を含みません。 (注)保険金の請求は、調停等を申し立てた時以降にかぎり可能となります。</p> <p>5人格権侵害に関するトラブル 不当な身体拘束による自由の侵害、名誉毀損、プライバシーの侵害、痴漢、ストーカー行為、いじめまたは嫌がらせにより、精神的苦痛を被ったことに関するトラブルをいいます。 (注)警察等の公的機関または学校等の相談窓口等への届出等をし、その事実を客観的に証明できるトラブルにかぎります。</p>	<p>【全トラブルに共通の事由】 ①故意、重大な過失または契約違反 ②自殺行為^(※)、犯罪行為または闘争行為 ③麻薬、大麻、あへん、覚せい剤またはシンナー等の使用 ④戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの ⑤地震、噴火またはこれらによる津波 ⑥国または公共団体の強制執行または即時強制 ⑦財物の欠陥、自然の消耗または性質によるさび、かび、変色、ねずみ食い、虫食い等。ただし、これにより身体の障害または他の財物の損壊が発生している場合については保険金をお支払いします。 ⑧被保険者または被保険者の未成年の子の職務遂行に関するトラブルおよび職場におけるいじめもしくは嫌がらせによる精神的苦痛に関するトラブル ⑨主として被保険者または被保険者の未成年の子の職務のために使用される動産または不動産の所有、使用または管理に起因する事由 ⑩債務整理および金銭消費貸借契約に関するトラブル(過払金の返還請求に関するトラブルを含みます。)。ただし、詐欺による被害事故に関するトラブルについては保険金をお支払いします。 ⑪保険契約または共済契約に関する事由。ただし、相続財産としての保険契約または共済契約の遺産分割調停に関するトラブルについては保険金をお支払いします。</p> <p style="text-align: right;">など</p> <p>(※)この保険契約で保険金の支払対象となるトラブルの原因事故によって自殺し、かつ、支払条件を満たすことが明らかでない場合には保険金をお支払いします。</p> <p>【各トラブル固有の事由】</p> <p>左記1に該当する場合 ⑫自動車等の所有、使用もしくは搭乗または管理に起因して発生した、被保険者または被保険者の未成年の子が被った被害事故に関するトラブル ⑬医師等が行う診療、診察、検査、診断、治療、看護または疾病の予防 ⑭あんま、マッサージ、指圧、鍼、灸または柔道整復等 ⑮薬剤師等による医薬品等の調剤、調整、鑑定、販売、授与またはこれらの指示 ⑯身体美容または整形</p> <p>左記1・2・5に該当する場合 ⑰被保険者または被保険者の未成年の子とその親族との間で発生した事由</p> <p>左記1・5に該当する場合 ⑱環境汚染 ⑲環境ホルモン、石綿またはこれと同種の有害な特性に起因する事由 ⑳騒音、振動、悪臭、日照不足等 ㉑電磁波障害</p> <p>左記3に該当する場合 ㉒被保険者の行為に起因して発生したことが明らかに認められる離婚調停に関するトラブル</p> <p style="text-align: right;">など</p>
<p>保険金種類</p> <p>法律相談費用保険金</p> <p>弁護士委任費用保険金</p>	<p>お支払いする保険金の額</p> <p>法律相談費用保険金 法律相談^(※4)の対価として弁護士に支払われるべき、事前に損保ジャパンの同意を得た費用を負担することにより被った損害に対し、法律相談費用保険金をお支払いします。ただし、保険期間を通じ、法律相談費用の保険金額を限度とします。 法律相談費用保険金の額 = 損害の額 - 自己負担額1,000円</p> <p>弁護士委任費用保険金 弁護士委任^(※4)によりトラブルを解決するために要する、事前に損保ジャパンの同意を得た着手金、報酬金、手数料、訴訟費用および諸経費^(※5)を負担することにより被った損害に対し、弁護士委任費用保険金をお支払いします。ただし、保険期間を通じ、弁護士委任費用の保険金額を限度とします。なお、顧問料および日当は、対象となりません。 弁護士委任費用保険金の額 = 損害の額 × (100% - 自己負担割合10%)</p> <p>(注)初年度加入の締結の後に保険金のお支払条件の変更があった場合は、以下①または②の保険金のうち、いずれか低い金額をお支払いします。 ①被保険者または被保険者の未成年の子に原因事故が発生した時のお支払条件により算出した保険金の額 ②保険金請求権者が行った最初の法律相談または弁護士委任のうちいずれか早い時のお支払条件により算出した保険金の額 (※1)日本の国内法に基づき解決するトラブルにかぎります。 (※2)財物の盗難または詐欺にあったこと等による被害の場合は、警察への届出を行ったものにかぎります。 (※3)遺留分の減殺請求とは、被保険者の遺留分の侵害に関する返還請求をいいます。 (※4)同一のトラブルに起因して行われた一連の法律相談または弁護士委任は、法律相談もしくは弁護士委任の回数または当事者の人数等にかかわらず、それぞれ1つの法律相談または弁護士委任とみなし、保険金が支払われる最初の法律相談または弁護士委任が行われた時に一連の法律相談および弁護士委任が行われたものとして、保険金の限度額を適用します。 (※5)諸経費とは、弁護士が、依頼者に対して着手金および報酬金等とは別に請求する郵便切手代、収入印紙代、謄写料、交通費、通信費、宿泊費、調査費用およびその他委任事務処理に要する費用をいいます。ただし、保証金、保管料、供託金およびこれらに類する費用を含みません。</p>	

(注)補償内容が同様のご契約^(※1)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください^(※2)。
(※1)傷害保険の他、火災保険や自動車保険などにセットされる特約や他社のご契約を含みます。
(※2)1契約のみに補償・特約をセットした場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったときなどは、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

補償の内容(保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合)(続き)

2. 団体総合保険(新・団体医療保険)

【医療タイプ(傷害死亡・後遺障害以外の部分)について】

(団体総合保険に医療保険基本特約・疾病保険特約・傷害保険特約【D2、Eを除きます。】「がん保険特約(Eのみ)」をセットしています。)

【疾病保険特約】

被保険者が、日本国内または国外において保険期間中に疾病を被り、その直接の結果として、入院を開始した場合、手術を受けられた場合、退院後に通院された場合等に保険金をお支払います。

本保険は介護医療保険料控除の対象となります。(令和4年9月現在)

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
疾病入院保険金	<p>保険期間中に疾病を被り、入院を開始した場合、1回の入院につき180日を限度として、入院した日数に対し、入院1日につき疾病入院保険金日額をお支払いたします。ただし、初年度加入および継続加入の保険期間を通算して1,000日が限度となります。</p> <p style="text-align: center;">疾病入院保険金の額= 疾病入院保険金日額 × 入院した日数</p>	<p>①故意または重大な過失 ②戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為^(※1)を除きます。)、核燃料物質等によるもの ③自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ④無資格運転、酒気を帯びた状態での運転による事故 ⑤麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用(治療を目的として医師が用いた場合を除きます。) ⑥傷害 ⑦妊娠、出産。ただし、異常分娩等、「療養の給付」等^(※2)の支払いの対象となる場合を除きます。 ⑧頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」、腰痛等で医学的他覚所見^(※3)のないもの) ⑨アルコール依存、薬物依存等の精神障害 など</p>
疾病手術保険金	<p>以下の(1)または(2)のいずれかの場合に保険金をお支払いたします。</p> <p>(1)保険期間中に疾病を被り、その疾病の治療のために病院または診療所において以下①から③までのいずれかの手術^(※1)を受けた場合、疾病手術保険金をお支払いたします。</p> <p>①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術 ②先進医療に該当する手術^(※2) ③放射線治療に該当する診療行為</p> <p style="text-align: center;"><入院中に受けた手術の場合>疾病手術保険金の額=疾病入院保険金日額×10(倍) <外来で受けた手術の場合>疾病手術保険金の額=疾病入院保険金日額×5(倍)</p> <p>(※1)以下の手術は対象となりません。 創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、拔牙手術、鼻焼灼術、美容整形上の手術、疾病を直接の原因としなない不妊手術、診断・検査のための手術、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表で手術料の算定対象とならない乳房再建術、視力矯正を目的としたレーザー・冷凍凝固による眼球手術(レーシック手術等) など (※2)先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎります。</p> <p>(2)骨髄幹細胞採取手術^(※1)を受けた場合は、保険期間中に確認検査^(※2)を受けた時を疾病を被った時とみなして、(1)と同様の保険金額を疾病手術保険金としてお支払いたします。</p> <p>(※1)ご加入初年度の保険期間の開始時からその日を含めて1年経過した後に受けた場合にお支払いの対象となります。なお、提供者と受容者が同一となる自家移植の場合は、保険金をお支払いしません。</p> <p>(※2)「確認検査」とは、骨髄幹細胞の受容者との白血球の型等の適合等を確認するための検査のうち、最初に行ったものをいいます。ただし、骨髄バンクドナーの登録の検査を除きます。</p> <p>疾病手術保険金は、手術を受けられるごとにお支払いますが、手術の種類によっては、お支払いする回数・保険金の額に以下(1)から(4)までの制限があります。</p> <p>(1)時期を同じくして2種類以上の手術を受けた場合、疾病手術保険金の額の最も高いいずれか1つの手術についてのみお支払いたします。</p> <p>(2)同一の手術(同一の先進医療に該当する手術を含みます。)を2回以上受けた場合で、それらの手術が一連の手術^(※1)に該当するときは、同一手術期間^(※2)に受けた一連の手術^(※1)については、疾病手術保険金の額の最も高いいずれか1つの手術についてのみお支払いたします。</p> <p>(※1)一連の手術とは、医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表において、一連の治療過程に連続して受けた場合でも手術料が1回のみ算定されるものとして定められている手術をいいます。</p> <p>(※2)同一手術期間とは、一連の手術のうち最初に手術を受けた日からその日を含めて60日間をいいます。また、同一手術期間経過後に一連の手術を受けた場合は、直前の同一手術期間経過後最初にその手術を受けた日からその日を含めて60日間を新たな同一手術期間とします。</p> <p>(3)医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表において、手術料が1日につき算定されるものとして定められている手術を受けた場合は、その手術を受けた1日目についてのみお支払いたします。</p> <p>(4)放射線治療を2回以上受けた場合は、施術の開始日から60日の間に1回のお支払いを限度とします。</p>	<p>(※1)「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。以下同様とします。</p> <p>(※2)「療養の給付」等とは、公的医療保険制度を定める法令に規定された「療養の給付」に要する費用ならびに「療養費」、「家族療養費」、「保険外併用療養費」、「入院時食事療養費」、「移送費」および「家族移送費」をいいます。</p> <p>(※3)「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。以下同様とします。</p>
疾病退院後通院保険金	<p>保険期間中に疾病を被り、入院し、退院後の通院責任期間中に通院した場合、1回の通院責任期間につき90日を限度として、通院した日数に対し、通院1日につき疾病退院後通院保険金日額をお支払いたします。ただし、1回の入院について、最初の入院の開始日からその日を含めて1,000日を経過した日の翌日以降に通院に対しては、保険金をお支払いしません。</p> <p>また、疾病入院保険金をお支払いするべき期間中の通院に対しては、疾病退院後通院保険金をお支払しません。</p> <p style="text-align: center;">疾病退院後通院保険金の額=疾病退院後通院保険金日額 × 通院した日数</p>	

(注)初年度加入の締結の後に保険金のお支払条件の変更があった場合は、次の①または②の保険金の額のうち、いずれか低い金額をお支払いたします。

ただし、入院の原因となった疾病を被った時から起算して1年を経過した後に入院を開始した場合を除きます。

①被保険者が疾病を被った時のお支払条件により算出された保険金の額 ②被保険者が入院を開始した時のお支払条件により算出された保険金の額

【三大疾病診断保険金特約・先進医療等費用保険金特約】

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
三大疾病診断保険金	<p>被保険者が責任開始日以降の保険期間中に次の①から③までのいずれかの支払事由に該当した場合、三大疾病診断保険金額をお支払いたします。ただし、支払事由に該当した場合であっても、同一の支払事由に前回該当した日からその日を含めて1年以内であるときは、保険金をお支払しません。</p> <p>①次のいずれかに該当したこと。</p> <p>ア.初めてがんと診断確定されたこと。ただし、ご加入初年度の保険期間の開始日からその日を含めて91日以降に該当した場合にかぎります。</p> <p>イ.原発がん^(※)が、治療したことにより、がんが認められない状態となり、その後初めてがんが再発または転移したと診断確定されたこと。</p>	<p>①故意または重大な過失 ②戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。) ③核燃料物質(使用済燃料を含みます。)もしくは核燃料物質によって汚染された物(原子核分裂生成物を含みます。)の放射性、爆発性その他の有害な特性 ④上記以外の放射線照射または放射能汚染 など</p>

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
三大疾病診断保険金	<p>ウ.原発がんとは関係なく、がんが新たに生じたと診断確定されたこと。 ②急性心筋こうそくを発病し、その治療を直接の目的として入院を開始したこと。 ③脳卒中(くも膜下出血、脳内出血、脳こうそく)を発病し、その治療を直接の目的として入院を開始したこと。</p> <p>(※)初年度契約からのこの保険契約までの連続した継続契約のいずれかの保険期間中にすでに診断確定されたがんをいいます。</p>	前ページより続きます。
先進医療等費用保険金(注)	<p>保険期間中に傷害または疾病を被り、被保険者が日本国内で先進医療等^(※1)を受けたことにより負担した先進医療^(※2)の技術料や臓器移植に要する費用等を先進医療等費用保険金額を限度にお支払いたします。</p> <p>(※1)先進医療および臓器移植術をいいます。 (※2)病院等において行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院等が厚生労働省への届出により行う高度な医療技術をいいます。対象となる先進医療の種類については、保険期間中に変更となることがあります。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。 (https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryu/kikan.html)</p> <p>(注) 補償内容が同様のご契約^(※3)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください^(※4)。</p> <p>(※3)傷害保険の他、火災保険や自動車保険などにセットされる特約や他社のご契約を含みます。 (※4)1契約のみに補償・特約をセットした場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったときなどは、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。</p>	<p>①故意または重大な過失 ②戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの ③自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ④麻薬、大麻、あへん、覚せい剤等の使用(治療を目的として医師が用いた場合を除きます。) ⑤頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見^(※1)のないもの ⑥無資格運転、酒気を帯びた状態での運転による事故 ⑦地震、噴火またはこれらによる津波(天災危険補償特約をセットしない場合) ⑧妊娠、出産 ⑨ビッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング(フリークライミングの変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったときなどは、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。)</p>

【傷害保険特約】

被保険者が、日本国内または国外において保険期間中に生じた急激かつ偶然な外来の事故(以下「事故」といいます。)によるケガで、入院を開始した場合、手術を受けられた場合、通院された場合等に保険金をお支払いたします。

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
傷害入院保険金	<p>保険期間中に生じた事故によるケガで入院した場合、1事故につき180日を限度として、入院した日数に対し、入院1日につき傷害入院保険金日額をお支払いたします。</p> <p style="text-align: center;">傷害入院保険金の額=傷害入院保険金日額 × 入院した日数</p>	<p>①故意または重大な過失 ②戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの ③自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ④無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転による事故 ⑤脳疾患、疾病または心身喪失 ⑥妊娠、出産、早産または流産 ⑦外科的手術その他の医療処置 ⑧頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見のないもの ⑨ビッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング、航空機操縦(職務として操縦する場合を除きます。)、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故 ⑩自動車、原動機付自転車等による競技、競争、興行(これらに準ずるものおよび練習を含みます。))の間の事故 など</p>
傷害手術保険金	<p>保険期間中に生じた事故によりケガをされ、そのケガの治療のために病院または診療所において、以下①または②のいずれかの手術を受けた場合、傷害手術保険金をお支払いたします。なお、1事故に基づくケガに対して時期を同じくして、2以上の手術を受けたときは、それらの手術のうち、傷害手術保険金の額が最も高いいずれか1つの手術についてのみお支払いたします。</p> <p>①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術^(※1) ②先進医療に該当する手術^(※2)</p> <p style="text-align: center;"><入院中に受けた手術の場合>傷害手術保険金の額=傷害入院保険金日額×10(倍) <外来で受けた手術の場合>傷害手術保険金の額=傷害入院保険金日額×5(倍)</p> <p>(※1)以下の手術は対象となりません。 創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、拔牙手術 (※2)先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎります。</p>	
傷害通院保険金	<p>保険期間中に生じた事故によるケガで通院した場合、事故の発生の日からその日を含めて1,000日以内の通院に対し、1事故につき90日を限度として、通院1日につき傷害通院保険金日額をお支払いたします。ただし、傷害入院保険金をお支払するべき期間中の通院に対しては、傷害通院保険金をお支払しません。</p> <p style="text-align: center;">傷害通院保険金の額=傷害通院保険金日額 × 通院した日数</p> <p>(注1)通院されない場合であっても、骨折、脱臼、靭帯損傷等のケガをされた部位(脊柱、肋骨、胸骨、長管骨等)を固定するために医師の指示によりギブス等^(※)を常時装着したときはその日数について通院したものと同じとみなします。 (※)ギブス、ギブスシーネ、ギブスシャーレ、シーネその他これらと同程度に固定することができるものをいい、胸部固定帯、胸骨固定帯、肋骨固定帯、軟性コルセット、サポーター等は含みません。 (注2)傷害通院保険金の支払いを受けられる期間中に新たに他のケガをされた場合であっても、重複して傷害通院保険金をお支払しません。</p>	

【がん保険特約】

被保険者が、責任開始日以降の保険期間中にがんと診断確定され、その直接の結果として、入院を開始した場合、手術を受けた場合、外来治療を開始された場合等に保険金をお支払いたします。

ご加入初年度の保険期間の開始日からその日を含めて91日目(責任開始日)以降に該当した支払事由が保険金お支払いの対象となります。

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
がん診断保険金	<p>責任開始日以降の保険期間中に初めてがんと診断確定された場合、またはがんと診断確定されその治療を直接の目的として入院を開始された場合、がん診断保険金額をお支払いたします。</p> <p>なお、2回目以降のがん診断保険金のお支払いは、保険金の支払事由に該当した最終の日からその日を含めて2年以内に該当した支払事由については、保険金をお支払いしませんが、保険金の支払事由に該当した最終の日からその日を含めて2年を経過した日の翌日にがんの治療を直接の目的として継続して入院中の場合は、保険金をお支払いたします。</p>	<p>①故意または重大な過失 ②戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。) ③核燃料物質(使用済燃料を含みます。)</p>
がん入院保険金	<p>責任開始日以降の保険期間中にがんと診断確定され、その直接の結果として入院を開始した場合、入院した日数に対し、入院1日につきがん入院保険金日額をお支払いたします。</p> <p style="text-align: center;">がん入院保険金の額=がん入院保険金日額×入院した日数</p>	<p>①故意または重大な過失 ②戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。) ③核燃料物質(使用済燃料を含みます。)</p>

補償の内容(保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合)(続き)

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
がん 手術保険金	責任開始日以降の保険期間中にがんと診断確定され、がんの治療のために病院または診療所において以下①から③までのいずれかの手術 ^(※1) を受けた場合、がん手術保険金をお支払します。 ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術 ②先進医療に該当する手術 ^(※2) ③放射線治療に該当する診療行為 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> $\text{＜入院中に受けた手術の場合＞がん手術保険金の額＝がん入院保険金日額} \times 10 \text{ (倍)}$ $\text{＜外来で受けた手術の場合＞がん手術保険金の額＝がん入院保険金日額} \times 5 \text{ (倍)}$ </div> (※1)以下の手術は対象となりません。 創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、抜歯手術、鼻焼灼術、美容整形上の手術、疾病を直接の原因としない不妊手術、診断・検査のための手術 など (※2)先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎりです。	④上記以外の放射線照射または放射能汚染 ⑤がん以外での入院、手術、通院 など
	がん手術保険金は、手術を受けられるごとにお支払いしますが、手術の種類によっては、お支払いする回数・保険金の額に以下(1)から(5)までの制限があります。 (1)時期を同じくして2種類以上の手術を受けた場合、がん手術保険金の額の最も高いいずれか1つの手術についてのみお支払します。 (2)同一の手術(同一の先進医療に該当する手術を含みます。)を2回以上受けた場合で、それらの手術が一連の手術 ^(※1) に該当するときは、同一手術期間 ^(※2) に受けた一連の手術 ^(※1) については、がん手術保険金の額の最も高いいずれか1つの手術についてのみお支払します。 (※1)一連の手術とは、医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表において、一連の治療過程に連続して受けた場合でも手術料が1回のみ算定されるものとして定められている手術をいいます。 (※2)同一手術期間とは、一連の手術のうち最初に手術を受けた日からその日を含めて60日間をいいます。また、同一手術期間経過後に一連の手術を受けた場合は、直前の同一手術期間経過後最初にその手術を受けた日からその日を含めて60日間を新たな同一手術期間とします。 (3)医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表において、手術料が1日につき算定されるものとして定められている手術を受けた場合は、その手術を受けた1日目についてのみお支払します。 (4)放射線治療を2回以上受けた場合は、施術の開始日から60日の間に1回のお支払いを限度とします。 (5)乳房再建術については、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表の手術料算定対象として列挙されている診療行為に該当しない場合であっても、がん手術保険金をお支払します。ただし、その場合は、1回の入院につき1乳房に対して1回のお支払いを限度とします。	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> (注)初年度加入の締結の後に保険金のお支払条件の変更があった場合は、次の①または②の保険金の額のうち、いずれか低い金額をお支払します。 ①このご契約のお支払条件により算出された保険金の額 ②被保険者ががんと診断確定された時のご契約のお支払条件により算出された保険金の額 </div>
がん 外来治療 保険金	責任開始日以降の保険期間中にがんと診断確定され、その直接の結果として外来治療を開始した場合、45日を限度として、外来治療を受けた日数に対し、1日につきがん外来治療保険金日額をお支払します。なお、がん入院保険金をお支払するべき期間中に外来治療を受けた場合は、がん入院保険金日額またはがん外来治療保険金日額のいずれか高い額をお支払します。 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> $\text{がん外来治療保険金の額＝がん外来治療保険金日額} \times \text{外来治療を受けた日数}$ </div>	

その他ご注意いただきたいこと

- 特定疾病等対象外特約について
 - ・告知書で告知していただいた内容により、ご加入をお断りする場合や、特別な条件付きでご加入いただく場合があります。特別な条件付きでご加入いただく場合は、「特定疾病等対象外特約」により、特定の疾病群について補償対象外とする条件付きでご加入いただけます。
 - ※例えば、F群「腰・脊椎の疾病」の場合、告知書記載の疾病に関わらず、腰・脊椎の疾病はすべて補償の対象外となります。
 - ・「特定疾病等対象外特約」をセトされた条件でのご契約を継続される場合、継続契約においても、原則として「特定疾病等対象外特約」がセトされます。
 - ・ご継続時に補償対象外とする疾病群が完治してから1年以上経過されている場合は、継続契約の保険始期から「特定疾病等対象外特約」を削除できることがあります。ただし、被保険者の年齢や補償対象外とする疾病群によっては、「特定疾病等対象外特約」を削除できないこともあります。また、保険期間の中途での削除はできません。(削除できない場合の例)
 - 補償対象外とする疾病群が複数の場合
 - 告知書「疾病・症状一覧表」のF群(腰・脊椎の疾病)が補償対象外となっている場合 など

詳しい内容につきましては、取扱代理店または、損保ジャパンまでお問い合わせください。

用語のご説明

用語	用語の定義	
原因事故	法律相談または弁護士委任に至るトラブルの原因となった偶然な事故または事由をいいます。原因事故の発生の際は、それぞれのトラブルごとに以下の時をいいます。	
	トラブルの種類	原因事故の発生の時
	1.被害事故に関するトラブル	被保険者または被保険者の未成年の子が被害を被った時
	2.借地または借家に関するトラブル	被保険者または被保険者の未成年の子が賃借人となる賃貸借契約における地代・賃料・敷金等に関する事由が発生した時(通知を受けることによってトラブルの発生を知った時は、初めてその通知を受領した時)
	3.離婚調停に関するトラブル	被保険者が配偶者に離婚の意思を伝えた時または配偶者からその意思を伝えられた時
	4.遺産分割調停に関するトラブル	被保険者の被相続人が死亡した時
5.人格権侵害に関するトラブル	被保険者または被保険者の未成年の子が精神的苦痛を初めて被った時	
財物	被保険者または被保険者の未成年の子が所有、使用または管理する財産的価値を有する有体物(通貨、預貯金証書、株券、手形その他の有価証券、印紙、切手その他これらに準ずるものを含みます。)をいい、データ、ソフトウェア、プログラム等の無体物のほか、著作権、特許権、商号権、漁業権、営業権、鉱業権その他これらに類する権利等の財産権を含みません。	
財物の損壊	財物の滅失、汚損または損傷をいいます。	
調停等	調停、審判、抗告または訴訟をいいます。ただし、日本国内で申し立てられた、または提起された場合にかぎりです。	
被保険者の未成年の子	被保険者が親権を有する、未成年の子をいいます。なお、被保険者との続柄は、原因事故発生時におけるものをいいます。	
弁護士	弁護士法(昭和24年法律第205号)の規定により、日本弁護士連合会に備えた弁護士名簿に登録された者をいいます。なお、被保険者が弁護士の場合は、被保険者以外の弁護士をいいます。	

用語のご説明

用語	用語の定義
法律相談	弁護士法(昭和24年法律第205号)第3条(弁護士の職務)に規定する「その他一般の法律事務」に基づく法律相談をいいます。ただし、口頭による鑑定、電話による相談またはこれらに付随する手紙等の書面の作成もしくは連絡等を含みます。
保険金請求権者	弁護士費用補償においては、トラブルの当事者である被保険者をいいます。ただし、被害事故に関するトラブルまたは人格権侵害に関するトラブルにおける原因事故によって被保険者が死亡した場合は、その法定相続人として、法律上の損害賠償請求に関する法律相談または弁護士委任を行う者を含みます。
未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。
免責金額	支払保険金の算出にあたり、損害の額から控除する自己負担額をいいます。
交通乗用具	電車、自動車(スノーモービルを含みます。)、原動機付自転車、自転車、身体障がい者用車いす、航空機、船舶等をいいます。ただし、三輪以上の幼児用車両、スケートボード、キックボード(原動機を用いるものを含みます。)、ペダルのない二輪遊具等は除きます。
がん	「厚生労働省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10(2003年版)準拠」に定められた分類項目中、所定の悪性新生物をいいます。詳細につきましては、損保ジャパン公式ウェブサイト掲載の約款集をご覧ください。
がんと診断確定された時	医師または歯科医師 ^(※) が、病理組織学的所見(剖検や生検)、細胞学的所見、理学的所見(X線や内視鏡等)、臨床学的所見および手術所見の全部またはいずれかによってがんを診断確定した時をいいます。 (※)被保険者が医師または歯科医師である場合は、被保険者以外の医師または歯科医師をいいます。
疾病(病気)	傷害以外の身体の障害をいいます。
傷害(ケガ)	急激かつ偶然な外来の事故によって被った身体の傷害をいい、この傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に生ずる中毒症状を含みます。 ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含みません。 ・「急激」とは、突発的に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が直接的で時間的間隔のないことを意味します。 ・「偶然」とは、「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事をいいます。 ・「外来」とは、ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。 (注)靴ずれ、車酔い、熱中症、しもやけ等は、「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しません。
責任開始日(がん)	ご加入初年度の保険期間の開始日からその日を含めて90日を経過した日の翌日をいいます。
通院	病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。
外来治療(がん)	病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。
通院責任期間(疾病)	1回の入院について、最初の入院の開始日に始まり、最後の入院の退院日の翌日からその日を含めて120日を経過した日に終わる期間をいいます。
入院	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。ただし、新・団体医療保険の場合、美容上の処置、正常分娩、疾病を直接の原因としない不妊手術、治療処置を伴わない人間ドック検査等による入院は除きます。
1回の入院(疾病)	入院が終了した日からその日を含めて180日を経過した日までの期間中に、同一の身体の障害(疾病については、前の入院の原因となった疾病と医学上密接な関係にあると認められる疾病を含みます。)により再入院された場合は、前後の入院を合わせて1回の入院とみなします。保険金をお支払いするべき入院中に、保険金をお支払いするべき他の身体の障害を被った場合は、当初の入院と他の身体の障害による入院を合わせて1回の入院とみなします。
先進医療	病院等において行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院等が厚生労働省への届出により行う高度な医療技術をいいます。対象となる先進医療の種類については、保険期間中に変更となることがあります。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。 (https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensinryo/kikan.html)
放射線治療	次の①または②のいずれかに該当する診療行為をいいます。 ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為 ^(※) 。 ただし、血液照射を除きます。 ②先進医療に該当する放射線照射または温熱療法による診療行為 (※)歯科診療報酬点数表に放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為を含みます。
治療	医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。
乳房再建術(がん)	がんの治療を直接の目的とした乳房の切除術により喪失された乳房の形態を皮膚弁 ^(※) または人工物を用いて正常に近い形態に戻すことを目的とする手術をいいます。乳頭または乳輪を対象とする手術は、乳房再建術には含みません。 (※)皮膚弁 皮膚の欠損部を被覆するための植皮術は含みません。
配偶者	婚姻の相手方をいい、内縁の相手方 ^(※1) および同性パートナー ^(※2) を含みます。 (※1)内縁の相手方とは、婚姻の届出をしていないために、法律上の夫婦と認められないものの、事実上婚姻関係と同様の事情にある方をいいます。 (※2)同性パートナーとは、戸籍上の性別が同一であるために、法律上の夫婦と認められないものの、婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方をいいます。 (注)内縁の相手方および同性パートナーは、婚姻の意思(同性パートナーの場合は、パートナー関係を将来にわたり継続する意思)をもち、同居により婚姻関係に準じた生活を営んでいる場合にかぎり、配偶者に含みます。
親族	6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいいます。

ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと(注意喚起情報のご説明)

1.クーリングオフ

- この保険は静岡市職員互助会を保険契約者とする団体契約であり、クーリングオフの対象とはなりません。

2.ご加入時における注意事項(告知義務等) (傷害総合保険)

- ご加入の際は、加入依頼書等の記載内容に間違いがないか十分ご確認ください。
- 加入依頼書等にご記入いただく内容は、損保ジャパンが公平な引受判断を行ううえで重要な事項となります。
- ご契約者または被保険者には、告知事項^(※)について、事実を正確にご回答いただく義務(告知義務)があります。
(※)「告知事項」とは、危険に関する重要な事項のうち、加入依頼書等の記載事項とすることによって損保ジャパンが告知を求めたものをいい、他の保険契約等に関する事項を含みます。

＜告知事項＞この保険における告知事項は、次のとおりです。

- ★被保険者の職業または職務(普通傷害タイプの場合)
- ★他の保険契約等(※)の加入状況

(※)「他の保険契約等」とは、個人用傷害所得総合保険、傷害総合保険、普通傷害保険、家族傷害保険、交通事故傷害保険、ファミリー交通傷害保険、積立傷害保険等この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

*口頭でお話し、または資料提示されただけでは、告知していただいたことにはなりません。
*告知事項について、事実を記入されなかった場合または事実と異なることを記入された場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

- 死亡保険金をお支払いする場合は、被保険者の法定相続人にお支払します。死亡保険金受取人について特定の方を定める場合は、所定の方法により被保険者の同意の確認手続きが必要です。

幹事取扱代理店 静鉄保険サービス株式会社

TEL 0120-803-130 (054-653-5007) FAX 054-653-5068 〒420-0837 静岡市葵区日出町8-3静鉄日出町ビル2F
(受付時間:平日の午前9時から午後5時まで)

(非幹事取扱代理店 有限会社アスカライフ)

●事故が起こった場合は、ただちに損保ジャパン、取扱代理店または下記事故サポートセンターまでご連絡ください。

【事故サポートセンター】0120-727-110 (受付時間:24時間365日)

幹事引受保険会社 損害保険ジャパン株式会社

<契約関係>静岡法人営業部静岡法人支社

TEL054-254-2411 FAX054-251-7824

〒420-0031 静岡市葵区呉服町1-1-2 静岡呉服町スクエア3F

(受付時間:平日の午前9時から午後5時まで)

<事故関係>静岡火災新種保険金サービス課

TEL054-254-1291 FAX054-254-3529

〒420-0031 静岡市葵区呉服町1-1-2 静岡呉服町スクエア10F

(受付時間:平日の午前9時から午後5時まで)

(非幹事引受保険会社 東京海上日動火災保険株式会社 三井住友海上火災保険株式会社)

●指定紛争解決機関

損保ジャパンは、保険業法に基づき金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター〔ナビダイヤル〕0570-022808 (通話料有料)

受付時間:平日の午前9時15分から午後5時まで(土・日・祝日・年末年始は休業)

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(https://www.sonpo.or.jp/)

●取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいで有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものになります。

●このパンフレットは、「傷害総合保険」、「医療保険基本特約・疾病保険特約・傷害保険特約セット団体総合保険」、「医療保険基本特約・疾病保険特約セット団体総合保険」、「医療保険基本特約・がん保険特約セット団体総合保険」の概要を説明したものです。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております約款等に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、損保ジャパン公式ウェブサイト(https://www.sompo-japan.co.jp/)でご参照ください(ご契約内容が異なっていたり、公式ウェブサイトにご契約のしおりを掲載していない商品もあります。)。ご不明点等がある場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

●加入者証は大切に保管してください。また、保険始期を1か月以上経過しても加入者証が届かない場合は、損保ジャパンまでご照会ください。

LINEで保険金の請求・保険会社とのやりとりが可能です

LINEでの保険金請求なら…



仕事中や運転中など、忙しくて電話に出られない時でも大丈夫!

損保ジャパンのLINE公式アカウントのメニューからいつでも簡単に!
事故のご連絡から保険金請求のお手続きまで完結できます!



トーク画面から
事故の連絡

傷害保険のみ対応

24時間いつでも
連絡可能

専用アプリなどの
インストール不要

ココから連絡!
ご連絡の際は「加入者番号」
を必ずご入力ください



保険金請求も
チャットで完結

チャット : 全保険商品対応
保険金請求: 傷害・医療保険

チャットや画像で
履歴が残るので(※1)
分かりやすい

書類の記入・郵送
が不要(※2)

最短30分で
お手続き完了



LINEの
保険金請求は
こちらから

※1 チャットの内容はセキュリティの高い損保ジャパンのサーバーに保存されます。

※2 ご請求いただく保険金の内容によって、別途書類のご提出が必要となる場合がございます。